



こころのケア ガイドブック

資料編

令和5年8月1日現在

—広島市—

目次 (令和5年8月1日を基準日として作成)

※内容に変更のある場合があります。

1	保健センター(各区厚生部地域支えあい課).....	1
2	精神保健福祉センター.....	1
3	こころのライン相談@広島県.....	2
4	広島市自殺(自死)対策推進センター.....	2
5	広島いのちの電話.....	3
6	精神科救急情報センター.....	3
7	精神科救急医療センター.....	3
8	福祉事務所.....	3
9	保健福祉制度.....	5
	(1)活用できる制度	
	〈自立支援医療費制度(精神通院医療)〉.....	5
	〈精神障害者通院医療費補助制度〉.....	6
	〈医療保険〉.....	6
	〈国民年金保険料の免除制度等〉.....	7
	〈年金・手当〉.....	7
	〈福祉サービス利用援助事業「かけはし」〉.....	9
	〈成年後見制度〉.....	9
	〈成年後見制度利用支援事業〉.....	10
	〈精神障害者保健福祉手帳〉.....	11
	〈重度精神障害者通院医療補助制度〉.....	12
	〈税金の控除等〉.....	12
	〈生活保護の障害者加算〉.....	12
	〈生活福祉資金貸付〉.....	13
	〈生活一時資金貸付〉.....	13
	〈交通運賃の割引〉.....	13
	〈障害者公共交通機関利用助成(いきいき乗車券)〉.....	15
	〈重度障害者福祉タクシー利用助成〉.....	15
	〈障害者福祉バスの運行〉.....	16
	〈市営駐車場等利用料の減免〉.....	17
	〈市営駐輪場利用料の減免〉.....	17
	〈障害者自動車運転免許取得助成〉.....	18
	〈駐車禁止除外指定車標章の交付〉.....	18
	〈保育園等保育料・副食費の軽減〉.....	18
	〈水道料金・下水道使用料の減免〉.....	18
	〈市営住宅の入居〉.....	18
	〈図書郵送貸出〉.....	19
	〈広島県思いやり駐車場利用証の交付〉.....	19
	〈NTT電話番号の無料案内〉.....	19
	〈携帯電話基本使用料等の割引〉.....	19
	〈映画鑑賞料金の割引〉.....	19
	〈大型ごみ排出支援(あんしんサポート)事業〉.....	20
	〈NHK放送受信料の減免〉.....	20
	〈公共施設使用料の減免〉.....	20
	(2)福祉サービス	
	〈障害者総合支援法について〉.....	23
	〈障害福祉サービスについて〉.....	23
	〈相談支援について〉.....	24
	〈地域生活支援事業〉.....	28

10	社会復帰に向けて	30
	(1)社会復帰クラブ	30
	(2)ソーシャルクラブ	30
	(3)地域活動支援センター	30
	(4)日中活動サービス事業所	32
11	就労支援	33
	(1)ハローワーク	
	〈公共職業訓練〉	33
	〈トライアル雇用〉	33
	〈精神障害者雇用トータルサポーター〉	33
	(2)広島障害者職業センター	
	〈職業準備支援〉	33
	〈ジョブコーチ支援事業〉	33
	〈リワーク支援〉	34
	(3)障害者就業・生活支援センター	34
	(4)広島市就労支援センター	34
	(5)呉安芸地域障害者就業・生活支援センター	34
	(6)広島障害者職業能力開発校	35
12	家族会	35
13	精神保健福祉ボランティアグループ	36
14	依存症関連の自助グループ等	36
15	相談窓口	38
	〈医療に関する相談について〉	38
	〈生活に関するさまざまな相談について〉	38
	〈児童・思春期・子育てについて〉	39
	〈ひきこもりについて〉	41
	〈発達障害について〉	41
	〈高次脳機能障害について〉	41
	〈薬物について〉	42
	〈認知症について〉	42
	〈勤労者の心の相談について〉	43
	〈若者の就業について〉	43
	〈女性の多様な悩みについて〉	44
	〈男性の多様な悩みについて〉	45
	〈人権に関する相談について〉	45
	〈障害者の権利擁護について〉	45
	〈被害相談について〉	46
	〈多重債務・経営不振等について〉	46
	〈その他〉	47
16	診療窓口等	50
	(1)精神科救急医療施設	50
	(2)医療機関	50
	(3)訪問看護ステーション	54

① 保健センター（各区厚生部地域支えあい課）

保健センターでは、さまざまな心の悩みやストレスに関する相談に、精神保健福祉相談員が対応しています。また、精神科医師も下記の日時で相談を受けています。ただし、医師による相談は予約制(各区地域支えあい課受付。連絡先は裏表紙参照)で無料です。相談内容については秘密を守ります。(いずれも祝日・年末年始・8月6日は休み)

相談員による相談 (面接相談は予約をお願いします)	月～金曜日の午前中	
精神科医師による相談 (予約制)	中・東・西・安佐南 保健センター	第2・第4木曜日 午後1時30分～3時
	南・佐伯保健センター	第1・第3木曜日 午後1時30分～3時
	安佐北・安芸 保健センター	第3木曜日 午後1時30分～3時

保健センターでは、その他、必要に応じて家庭訪問等を行い、日常生活のすごし方や社会復帰等の相談に応じたり、関係団体等の育成や援助、健康教室等の開催を行っています。

※西区は令和6年度から第4木曜日のみとなります。

② 精神保健福祉センター

思春期の問題、ひきこもり、対人関係の問題、アルコール・薬物・ギャンブル等依存の問題、精神的な病気や災害等による心の相談、自死遺族等の心の痛みの相談を行っています。電話相談・面接相談及び必要に応じ診療も行っていきます。なお、相談は無料ですが、診療の場合は保険診療が適用されます。相談内容については秘密を守ります。(いずれも祝日・年末年始・8月6日は休み)

電話相談	月～金曜日：午前8時半～午後5時	(問合せ先) 広島市精神保健福祉センター 中区富士見町11-27 電話 245-7731 FAX 245-9674
面接相談	月～金曜日：午前9時～午後5時 ※事前に予約が必要です。	
ひきこもり 相談	精神科医師による面接相談 毎月第2火曜日：午後1時～午後3時 ※事前に予約が必要です。	
依存症 相談	精神科医師による面接相談 毎月第2木曜日：午後1時～午後3時 ※事前に予約が必要です。	

その他、精神保健福祉社について理解を深めるために市民を対象とした講演会、パンフレットの発行等普及啓発や調査研究、関係機関の職員に対して、専門技術向上のための研修、技術援助や企画立案、地域精神保健福祉の関係組織の育成を行っています。また精神科デイケア（下記参照）、精神科病院に入院している患者の処遇等について審査を行う精神医療審査会に関する事務、自立支援医療費(P5参照)認定事務及び精神障害者保健福祉手帳(P11参照)判定事務を行っています。

精神科デイケア（思春期・青年期精神科リハビリテーション）

デイケアでは、精神的な病気で通院している方を対象に、グループ活動を通じて、対人関係の改善を図ることを目的として、通院治療を行っています。

対 象：	おおむね高校生年齢～45才までの方で主治医からデイケアをすすめられている方		
定 員：	70名	費 用：	保険適用
実 施 日：	週4日（月・火・木・金）	申 込：	精神保健福祉センターデイ・ケア課 にご相談ください。
実施時間：	午前9時から 午後4時まで		電話245-9174

③ こころのライン相談@広島県

相談日時	主な相談内容	
SNS相談（令和5年度） 火・木・土・日曜日 17:00～22:00	心の健康に対する問題や 悩み等について	

④ 広島市自殺（自死）対策推進センター

死にたいほどのつらい気持ちや自殺（自死）に関する本人や家族からの相談に応じます。

相談の名称	相談方法・時間
自殺（自死）防止相談電話 電話：245-9673	電話相談 月～金曜日：9:00～16:00 （祝日、年末年始、8/6は休み）

⑤ 広島いのちの電話

心の問題について電話で相談に応じます。

相談日時	電 話
毎日24時間	221-4343
毎月フリーダイヤル日 広島県 20日 8:00~20:00 全 国 10日 8:00~翌日8:00	0120-375-568 0120-783-556
毎日フリーダイヤル 毎日 16:00~21:00	0120-783-556

⑥ 精神科救急情報センター

精神障害のある人や家族等から、精神科疾患の医療相談を年間を通じて毎日24時間電話で受け付けます。

所 在 地	電 話
安芸区中野東4-11-13 (瀬野川病院内)	892-3600

⑦ 精神科救急医療センター

重度の精神科症状を呈する場合に、年間を通じて毎日24時間必要な治療等を行い、受け入れることができます。

所 在 地	電 話
安芸区中野東4-11-13 瀬野川病院	892-1055

⑧ 福祉事務所

生活に困っている方、障害のある方、児童・高齢者・ひとり親家庭の福祉の相談など、さまざまな心配ごとを持っている方たちの相談を受けています。

福祉事務所	所 在 地	電 話	
中福祉事務所	中区大手町4-1-1 (大手町平和ビル内)	生活課保護係	504-2571
		福祉課高齢介護係	504-2570
		福祉課児童福祉係	504-2569
		福祉課障害福祉係	504-2588
東福祉事務所	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	生活課保護係	568-7726
		福祉課高齢介護係	568-7730
		福祉課児童福祉係	568-7733
		福祉課障害福祉係	568-7734

福祉事務所	所在地	電 話	
南福祉事務所	南区皆実町1-4-46 (南区役所別館内)	生活課保護係	250-4141
		福祉課高齢介護係	250-4107
		福祉課児童福祉係	250-4131
		福祉課障害福祉係	250-4132
西福祉事務所	西区福島町2-24-1 (西区地域福祉センター内)	生活課保護係	294-6117
		福祉課高齢介護係	294-6218
		福祉課児童福祉係	294-6342
		福祉課障害福祉係	294-6346
安佐南福祉事務所	安佐南区中須1-38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	生活課保護係	831-4940
		福祉課高齢介護係	831-4941
		福祉課児童福祉係	831-4945
		福祉課障害福祉係	831-4946
安佐北福祉事務所	安佐北区可部3-19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	生活課保護係	819-0576
		福祉課高齢介護係	819-0585
		福祉課児童福祉係	819-0605
		福祉課障害福祉係	819-0608
安芸福祉事務所	安芸区船越南3-2-16 (安芸区総合福祉センター内)	生活課保護係	821-2806
		福祉課高齢介護係	821-2808
		福祉課児童福祉係	821-2813
		福祉課障害福祉係	821-2816
佐伯福祉事務所	佐伯区海老園1-4-5 (佐伯区役所別館内)	生活課保護係	943-9726
		福祉課高齢介護係	943-9729
		福祉課児童福祉係	943-9732
		福祉課障害福祉係	943-9769

9 保健福祉制度

(1) 活用できる制度

〈自立支援医療費制度（精神通院医療）〉

通院によって、精神障害の医療を受ける場合に、医療保険適用後の自己負担分を公費で負担するもので、自己負担は原則、医療費の1割となります。(注)「一定所得以上」で「重度かつ継続」の負担上限額は、2024年3月31日までの経過措置（医療実態等を踏まえて見直し）。ただし、世帯の所得水準等に応じて下記のとおり、ひと月当たりの負担額に上限（自己負担限度額）が設定されます。自己負担限度額は、受給者が加入する医療保険での世帯（医療保険の種類により対象者が変わります）にかかる市町村民税の額や、本人の収入に応じて決められます。6ページの精神障害者通院医療費補助制度の対象者であれば、自己負担は無料となります。

申請後、自己負担上限額及び指定医療機関名を記載した自立支援医療等受給者証（精神通院）と自己負担上限額管理票をお届けしますので、指定医療機関の窓口にて提示してください。

手続きは、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）で、一年ごとに更新が必要です。

〔必要書類〕

- ・申請書
- ・医師の診断書兼意見書（新規申請の場合は、申請される日の概ね3か月前以降、更新申請の場合は、更新日の3か月前以降の診断日のもの。）
- ・健康保険証の写し
- ・収入が確認できる書類（被保険者が市町村民税を課税されている場合は不要）
- ・市町村民税の金額がわかる書類 ※
- ・個人番号及び身元を確認できるもの

※被保険者が申請した年（申請日が1月から6月までの場合は前々年）の1月1日に広島市に住居票がなく、マイナンバーでの情報連携ができない場合に必要。

（所得区分の図）

※自己負担は1割（部分）となります。
ただし、所得水準に応じて負担の上限を設定。

← 一定所得以下		← 中間所得層		→ 一定所得以上	
← 生活保護 世帯	← 市町村民税非課税				
	本人の収入が 80万円以下	本人の収入が 80万円を 超える	市町村民税 (所得割)が 3万3千円未満	市町村民税(所得割) が3万3千円以上で 23万5千円未満	市町村民税(所得割) が23万5千円以上
所得区分① 負担0円	所得区分② 負担上限額 2,500円	所得区分③ 負担上限額 5,000円	所得区分④ 負担上限額：医療保険の 自己負担限度額		所得区分⑤ 自立支援医療費の 対象外（医療保険の 負担割合・負担限度額）
※重度かつ継続					
			所得区分④ 負担上限額 5,000円	所得区分④ 負担上限額 10,000円	所得区分⑤ 負担上限額 20,000円

※重度かつ継続 の対象範囲

- ① ・症状性を含む器質性精神障害・精神作用性物質使用による精神及び行動の障害
・統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害・気分障害・てんかん
・その他精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方（詳しいことは、主治医におたずねください。）
- ② 医療保険の多数該当（直近の12か月内に3回以上高額療養費の支給を受けている方）

〈精神障害者通院医療費補助制度〉

広島市では、広島市内に住所（住民票）を有し、自立支援医療費制度（精神通院医療）の認定を受けている方を対象に、自立支援医療（精神通院）適用後の自己負担分について補助をしており、承認後の自己負担は無料となります。

手続きは、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）で、自立支援医療費制度と精神障害者通院医療費補助制度の申請は同時にできます。

〈医療保険〉

〈医療費が高額になったとき〉

(1) 高額療養費

同一月に保険医療機関でかかった医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた額が支給されます。また、受診時に限度額適用認定証等を医療機関の窓口で提示した場合、支払額が自己負担限度額までとなります。なお、限度額適用認定証等の交付を受けるには、事前に申請が必要です。

※マイナンバーカードが保険証として利用できる病院等で本人の同意があれば認定状況が確認できるため、限度額適用認定証の提示が不要となる場合があります。

(2) 高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、1年間（毎年8月から翌年7月まで）の自己負担額を合算して、基準額を超えた場合、申請によりその超えた額が支給されます。

〈後期高齢者医療制度への加入〉

65歳以上75歳未満で精神障害者保健福祉手帳1級・2級（P11参照）に該当する方は、申請により広島県後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、後期高齢者医療制度に加入することができます。

〈医療保険の窓口〉

国民健康保険の場合はお住まいの区の保険年金課（P48参照）、後期高齢者医療制度はお住まいの区の福祉課高齢介護係（P3・4参照）、被用者保険の場合は全国健康保険協会（P47参照）、健康保険組合又は共済組合です。

〈国民年金保険料の免除制度等〉

国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

免除制度には全額免除と一部免除、猶予制度には、50歳未満の方を対象とした納付猶予、学生を対象とした学生納付特例制度があります。

これらの免除等は、前年所得に基づき決定されますが、失業や災害等の影響により減収となった方には特例制度があります。(新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった際の特例制度は、令和4年度分の申請をもって終了しました。)

また、障害基礎年金や生活扶助を受けている場合、出産を予定している場合などには、本人の届出により保険料の納付が免除される制度があります。

窓口は、お住まいの区の保険年金課(P48参照)です。

〈年金・手当〉

(1) 障害年金

国民年金・厚生年金保険、共済組合の加入者が精神障害となり、日常生活や労働に制限を受けるような状態になった場合に支給されます。

項 目	受給の条件	
	無拠出年金の場合	拠出年金の場合
初 診 日	20歳前に初診日があること	年金加入中に初診日があること
保険料の納付要件	_____	初診日前に対象期間の3分の2以上保険料を納めている(免除等を含む。)こと。又は初診日が2026年3月31日までにあるときは、初診日前の対象期間1年間に未納がないこと。
障害状態	障害認定日(又はその日以降)に障害の状態が国民年金法などで定めている障害等級表などにあてはまること ※障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日、またはそれ以前に症状が固定した日をいいます。	
備 考	所得による制限(本人)あり	

窓口は、初診日にどの年金制度に加入していたかで異なります。20歳前などの年金未加入期間に初診日がある場合、または初診日が国民年金の場合はお住まいの区の保険年金課(P48参照)、似島出張所を除く出張所(ただし、第3号被保険者期間中の場合は、年金事務所)、厚生年金保険の場合は年金事務所(P47参照)、共済組合の場合は当該共済組合です。

(障害の大まかな程度と等級)

- 1級:他人の助けを借りないと日常生活ができない状態
- 2級:日常生活がかなり制限を受ける状態(適当な援助である程度の自立ができる状態)
- 3級:制限を受けながらも働ける状態(ある程度の労働ができる状態)

※国民年金は1級及び2級が受給要件です。

(2) 特別児童扶養手当

精神障害などで、中度以上の障害があるため、日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

児童を養育している方や扶養義務者等の所得に応じて、支給が停止されることがあります。

窓口は、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）です。

(3) 特別障害者手当

20歳以上の在宅の精神障害者などで、著しく重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする状態の方に支給されます。

本人や扶養義務者等の所得に応じて、支給が停止されることがあります。

窓口は、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）です。

(4) 障害児福祉手当

20歳未満の在宅の精神障害者などで、重度の障害があるため、日常生活において、常時の介護を必要とする状態の方に支給されます。

本人や扶養義務者等の所得に応じて、支給が停止されることがあります。

窓口は、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）です。

(5) 心身障害者扶養共済制度

精神障害者などの、障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

加入要件がありますので、詳しくはお住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）へお問い合わせください。

(6) 障害者住宅改造費補助

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害者の居住環境の向上を図るため、住宅の改造に要する費用を補助します。（なお、補助には要件があります。）

【対象】

- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・発達障害者のうち、聴覚過敏により防音工事が必要と認められる者

窓口は、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）です。

〈福祉サービス利用援助事業「かけはし」〉

各種の福祉サービス利用や日常的な金銭管理について援助が必要な場合などに、そのお手伝いをします。

窓口は、お住まいの区の社会福祉協議会（区事務所）（P47参照）です。

相談や支援計画の作成は無料で、支援契約を結んだ後の支援は有料（ただし、生活保護世帯の利用料は無料）で次のとおりです。

福祉サービスを利用されるときのお手伝い	1回当たり（2時間程度）
日常的な金銭管理のお手伝い	1,500円
通帳などのお預かりサービス	1か月 1,500円

※上記以外でサービス提供のために生じる実費（交通費等）については、利用者の負担になります。（生活保護世帯も負担が必要です。）

〈成年後見制度〉

成年後見制度は、精神障害などにより判断能力が十分でない人の財産管理（預貯金の管理など）や身上保護（日常生活上での様々な契約など）の支援をしていく制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

(1) 法定後見制度

本人の判断能力が十分でなくなった後、本人、配偶者及び四親等以内の親族等の申立てにより、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。

【類型ごとの支援内容】

項目 \ 類型	後見	保佐	補助
判断能力	判断能力が欠けているのが通常の状態	著しく不十分	不十分
同意又は取り消すことができる行為（注1）	原則として、契約などのすべての法律行為	借金、相続の承認など、民法13条1項所定の行為 ・申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為（注2）
代理できる行為（注3）	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為

注1 日常生活に関する行為（日用品の購入など）は取り消すことができません。

注2 民法13条1項記載の行為の一部に限られます。

注3 居住用不動産の処分には家庭裁判所の許可が必要です。

(2) 任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分となった場合に備え、任意後見受任者（あらかじめ自らが選んだ人）に、自分の代わりにしてもらいたいことの（代理権を与える）契約を結んでおく制度です。

〈成年後見制度利用支援事業〉

(1) 成年後見人等選任の申立て

身寄りのない障害者が、判断能力が十分でないため財産管理ができない場合などに、財産の管理などを代わりに行う成年後見人等の選任の申立てを市長が家庭裁判所に行う制度です。

【対象】

次のいずれにも該当する人です。

- ①精神障害者であること。
- ②自己の財産の管理・処分や医療・介護・障害福祉サービス契約を行う能力が十分でないこと。
- ③成年後見人等選任の申立てを行う配偶者及び四親等以内の親族がいないこと。

※その他、本人の福祉のため必要と認められる場合にも対象となります。

(2) 成年後見人等への報酬の支払い助成

資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人（被後見人等）に、家庭裁判所が決定した報酬に相当する額を助成します。

【対象】

広島市内に居住する被後見人等のうち、審判決定書における報酬付与の対象期間内に次のいずれかに該当する期間（報酬助成対象期間）を有している方です。

- ①生活保護を受けている方。
- ②中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付を受けている方。
- ③収入・資産等の状況から上記①、②と同等の状態であると認められる方。

※成年後見人等が被後見人等の親族の場合は対象になりません。

【助成額】

家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額のうち、報酬助成対象期間にかかる報酬額を助成します。ただし、次の額を上限とします。

- ・助成する報酬の対象期間のうち在宅であった期間：月額2万8千円
- ・助成する報酬の対象期間のうち施設等に入院、

又は入所していた期間：月額1万8千円

※申請時に、一定額以上の現金及び預貯金（超過預貯金等）を保有する場合は、助成額を減額することがあります。

窓口は、お住まいの区の地域支えあい課地域包括ケア推進センター（P11参照）です。

地域支えあい課 地域包括ケア推進センター

区	所在地	電話 (FAX)
中区	中区大手町4-1-1 (大手町平和ビル内)	082-504-2586 (082-504-2175)
東区	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	082-568-7731 (082-568-7790)
南区	南区皆実町1-4-46 (南区役所別館内)	082-250-4109 (082-254-4030)
西区	西区福島町2-24-1 (西区地域福祉センター内)	082-294-6289 (082-294-6113)
安佐南区	安佐南区中須1-38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	082-831-4568 (082-870-2255)
安佐北区	安佐北区可部3-19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	082-819-0587 (082-819-0602)
安芸区	安芸区船越南3-2-16 (安芸区総合福祉センター内)	082-821-2810 (082-821-2832)
佐伯区	佐伯区海老園1-4-5 (佐伯区役所別館内)	082-943-9728 (082-923-1611)

〈精神障害者保健福祉手帳〉

精神障害のために長期にわたって日常生活や社会生活に制限を受けていると認められた方に、社会復帰と社会参加の促進を目的として、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

この手帳により、各種の福祉制度が利用できます。

手帳には、障害の程度により1級から3級の障害等級が記載されます。

障害等級	精神障害の状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

有効期間は、2年間で、更新の申請をすることもできます。

申請・更新の窓口は、お住まいの区の福祉課障害福祉係 (P3・4参照) です。

〔必要書類〕

- ・申請書
- ・医師の診断書兼意見書(新規申請の場合は、初診から6か月を経過した日以降に作成されたもので、申請される日の概ね3か月前以降、更新申請の場合は、更新日の3か月前以降の診断日のもの。)又は、精神障害のみを事由とした障害年金の年金証書、及び直近の振込(支払)通知書等
- ・写真2枚(縦4cm、横3cm)
- ・個人番号及び身元を確認できるもの

〔手帳の対象となる疾患名〕

統合失調症、そううつ病(気分(感情)障害)、非定型精神病(統合失調症の症状とそううつの気分障害の症状が同程度に同時に存在する症候群)、てんかん、中毒精神病、器質性精神障害(認知症など)、その他の精神疾患(神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格及び行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達障害、小児(児童)期及び青年期に生じる行動及び情緒の障害)などが対象となりますが、知的障害は対象となりません。

〈重度精神障害者通院医療補助制度〉

精神障害者保健福祉手帳1級所持者で、自立支援医療制度(精神通院医療)の認定を受けている方を対象に、入院を除く保険診療に係る総医療費(精神通院については、指定自立支援医療機関に要した費用に限る)の自己負担分について補助をし、承認後の自己負担は無料となります。(なお、補助には所得制限があります。)

また、令和4年2月以降の医療費が対象となります。手続きは、お住まいの区の福祉課障害福祉係(P3・4参照)です。

〈税金の控除等〉

〇印の付いた等級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次のとおり税負担の軽減が行われる場合があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

控除等の内容	対象者等	精神障害者保健福祉手帳			窓 口
		1級	2級	3級	
所得控除 住民税の障害者控除(同一生計配偶者、扶養親族含む)	所得税の障害者控除(同一生計配偶者、扶養親族含む)	〇※1	〇	〇	税務署(P47参照)
	住民税の障害者控除(同一生計配偶者、扶養親族含む)	〇※1	〇	〇	市税事務所市民税係・税務室(P48参照)
住民税の障害者の非課税 (前年の合計所得金額が135万円以下の場合)		〇	〇	〇	市税事務所市民税係・税務室(P48参照)
相続税の障害者控除		〇	〇	〇	税務署(P47参照)
預貯金等及び公債の利子所得等の非課税		〇	〇	〇	税務署(P47参照) (金融機関経由)
贈与税の非課税(特定障害者扶養信託契約の場合)		〇	〇	〇	税務署(P47参照)
自動車税環境性能割の減免		〇	—	—	西部県税事務所 (観音庁舎)(P49参照)
軽自動車税環境性能割の減免		〇	—	—	西部県税事務所 (新税登録時は西部県税事務所(観音庁舎))(P49参照)
自動車税種別割の減免		〇	—	—	西部県税事務所 (新税登録時は西部県税事務所(観音庁舎))(P49参照)
軽自動車税種別割の減免		〇※2	—	—	市税事務所管理係・税務室・中央市税事務所軽自動車税係(P48参照)

※1 特別障害者控除に該当します。本人又は同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者である場合、及び同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合、障害者控除の額に一定額が加算されます。

※2 自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付を受けている場合が対象になります。なお、この受給者証の交付を受けていない場合でも、軽自動車等をもつばら精神通院医療のために使用している場合は、減免の対象になることがあります。

〈生活保護の障害者加算〉

生活保護を受けておられる方で、障害年金1級または2級を受給されている方、又は精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級の障害等級の方で初診の日から1年6か月以上経過している方は、障害者加算の認定が受けられることがありますので、お住まいの区的生活課(P3・4参照)へお問い合わせください。

〈生活福祉資金貸付〉

精神障害者保健福祉手帳所持者のおられる世帯などに福祉資金等の貸付の相談を行っています。(なお、貸付には要件があり、審査等があります。)

相談窓口は、お住まいの区の社会福祉協議会 (P47参照) です。

〈生活一時資金貸付〉

精神障害者保健福祉手帳所持者のおられる世帯などで、暮らしに困っている方(ただし、生活保護受給世帯は除く。)に、一時的に生活に必要な資金の貸付の相談を行っています。(なお、貸付には要件があり、審査等があります。)

相談窓口は、お住まいの区の福祉課障害福祉係 (P3・4参照) です。

〈交通運賃の割引〉

精神障害者保健福祉手帳所持者が県内の公共交通機関を利用する場合、運賃の割引が受けられます。

〔内容〕

交通機関	障害程度	形態	年齢区分	割引対象	割引率	備考
バス	1級	単独で乗車する場合	12歳以上	普通運賃	5割引	割引後の10円未満の端数は切上げ
				定期運賃	3割引	
				割引PASPY	5割引	
			12歳未満	普通運賃	5割引	
				定期運賃	割引なし	
				割引PASPY	5割引	
	2、3級	単独で乗車する場合	12歳以上	普通運賃	本人、介護者それぞれ5割引	
				定期運賃	本人、介護者それぞれ3割引	
				割引PASPY	本人、介護者それぞれ5割引	
			12歳未満	普通運賃	本人、介護者それぞれ5割引	
				定期運賃	介護者のみ3割引	
				割引PASPY	本人、介護者それぞれ5割引	
広島電鉄 電車 (宮島線含む)	1級	単独で乗車する場合	12歳以上	普通運賃	5割引	
				定期運賃	5割引 (大人運賃×2回×30日×0.5)	
				割引PASPY	5割引	
				12歳未満	普通運賃	割引なし
					定期運賃	割引なし
					割引PASPY	割引なし

交通機関	障害程度	形態	年齢区分	割引対象	割引率	備考	
広島電鉄 電車 (宮島線含む)	1級	介護者とともに 乗車する場合	12歳以上	普通運賃	本人5割引、介護者無料(2人まで)	割引後の 10円未満 の端数は 切上げ	
				定期運賃	5割引(大人運賃×2回×30日 ×0.5)、介護者無料(2人まで)		
				割引PASPY	本人5割引、介護者無料(2人まで)		
			12歳未満	普通運賃	本人割引なし、介護者無料(2人まで)		
				定期運賃	本人割引なし、介護者無料(2人まで)		
				割引PASPY	5割引		
	2、3級	単独で乗車する 場合	12歳以上	普通運賃	5割引		
				定期運賃	5割引(大人運賃×2回×30日×0.5)		
				割引PASPY	5割引		
			12歳未満	普通運賃	割引なし		
				定期運賃	割引なし		
				割引PASPY	5割引		
介護者とともに 乗車する場合	単独で乗車する 場合	12歳以上	普通運賃	本人のみ5割引			
			定期運賃	本人のみ5割引(大人運賃×2回×30日×0.5)			
			割引PASPY	本人のみ5割引			
		12歳未満	普通運賃	本人割引なし、介護者無料(2人まで)			
			定期運賃	本人割引なし、介護者無料(2人まで)			
			割引PASPY	5割引			
アストラム ライン	1～3級	単独で乗車する 場合	12歳以上	普通運賃	5割引	割引後の 10円未満 の端数は 切上げ	
				定期運賃	5割引		
				割引PASPY	5割引		
			12歳未満	普通運賃	割引なし		
				定期運賃	割引なし		
				割引PASPY	5割引		
		介護者とともに 乗車する場合	単独で乗車する 場合	12歳以上	普通運賃		本人、介護者それぞれ5割引
					定期運賃		本人、介護者それぞれ5割引
					割引PASPY		本人、介護者それぞれ5割引
				12歳未満	普通運賃		介護者のみ5割引
					定期運賃		介護者のみ5割引
					割引PASPY		介護者のみ5割引
旅客船 (似島汽船)	1級	単独で乗船する 場合	12歳以上	普通運賃	5割引	割引後の 10円未満 の端数は 切上げ	
				定期運賃	3割引		
				普通運賃	割引なし		
			12歳未満	定期運賃	割引なし		
				普通運賃	本人、介護者それぞれ5割引		
				定期運賃	本人、介護者それぞれ3割引		
介護者とともに 乗船する場合	単独で乗車する 場合	12歳以上	普通運賃	本人、介護者それぞれ5割引			
			定期運賃	本人、介護者それぞれ3割引			
			普通運賃	本人割引なし、介護者のみ5割引			
		12歳未満	定期運賃	本人割引なし、介護者のみ3割引			
			普通運賃	本人割引なし、介護者のみ5割引			
			定期運賃	本人割引なし、介護者のみ3割引			
国内航空	詳細についてはご利用の航空会社にお問い合わせください。						

※1 バスは広島県内で乗降する場合に限ります。

※2 バスは広島県内で割引を実施していない事業者もあるので詳しくはご利用される交通事業者にお問い合わせください。

【利用方法】

バス又は市内電車を普通運賃（現金）で利用する場合は、降車時に精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

アストラムラインを普通運賃（現金）で利用する場合は、乗車駅の自動券売機で割引きっぷを購入してください。入場、出場の際に自ら精神障害者保健福祉手帳を提示する必要はありませんが、駅務員から手帳の提示を求められることがありますので、この場合は提示してください。

割引PASPYをご利用になれる場合は、各交通事業者の取扱窓口で精神障害者保健福祉手帳を提示することで購入できます。有効期限は発売日から2年間です。期限が切れましたらご利用できなくなりますので注意してください。

※バスで割引PASPYをご利用になる場合、降車の際、精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
お問い合わせ先：精神保健福祉課（504-2228）または、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）

〈障害者公共交通機関利用助成（いきいき乗車券）〉

精神障害者保健福祉手帳の所持者が市内の公共交通機関を利用する場合、運賃の一部を助成します。

〔**交付の対象**〕 毎年9月1日現在市内に住所を有する精神障害者保健福祉手帳を持っている方。一定の所得制限があります。

〔**対象交通機関**〕 アストラムライン、バス、市内電車（宮島線を含む）、JR、船（似島・金輪島）、タクシー等

〔**助成額**〕 年間3,000円（運賃割引のない公共交通機関の場合は6,000円の範囲内）

- ※1 精神障害者保健福祉手帳1級所持者又は12歳未満の障害者には、介護者分も助成します（タクシーを除く）。
- ※2 重度障害者福祉タクシー乗車券交付対象者は、福祉タクシー乗車券又は、利用券等のどちらかの選択になります。
- ※3 9月1日現在65歳以上で、精神障害者保健福祉手帳を持っている方については、本事業と「広島市高齢者いきいき活動ポイント事業」を併給することができます。

〔手続き〕

新たに精神障害者保健福祉手帳を取得された方又は、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で前年度においてこの制度を利用されていない方へ6月下旬又は10月下旬に申請書を送付します。申請された方について所得を確認し、所得要件に該当される場合には8月下旬以降に助成決定通知と利用券（パスピー又はJRを利用する助成を選択された場合は助成決定通知のみ）を郵送します。前年度にこの制度を利用された方は、障害の程度等に変更がなく所得要件に該当されれば、新たに申請することなく前年度と同じ助成を受けることができます。

お問い合わせ先は、精神保健福祉課（504-2228）又はお住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）です。

〈重度障害者福祉タクシー利用助成〉

重度の障害者がタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成します。

〔**交付の対象**〕 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方。
一定の所得制限があります。

〔**助成額**〕 1枚500円の乗車券を下記の交付枚数を限度に助成します。

- ※ 9月1日現在65歳以上で、精神障害者保健福祉手帳を持っている方については、本事業と「広島市高齢者いきいき活動ポイント事業」のいずれかの選択制となっています。

〔**交付枚数**〕 1年間（9月1日から翌年8月31日まで）に58枚が限度です。
ただし、9月2日から翌年8月31日中で助成対象となった方については、次表のとおり交付します。

基準日の属する月	交付枚数	基準日の属する月	交付枚数
9月	58枚	3月	29枚
10月	53枚	4月	24枚
11月	48枚	5月	19枚
12月	43枚	6月	15枚
1月	39枚	7月	10枚
2月	34枚	8月	5枚

〔利用方法〕

タクシー利用の際、必要な料金分の乗車券(500円)を提示して利用料金から券面金額を差し引いた額を運転手に支払ってください。乗車料金を超えない範囲で複数枚の乗車券が利用できます。(精神障害者保健福祉手帳の提示を求められた場合は、提示してください。)

- ※1 広島市と契約をした事業者に限ります。
- ※2 公共交通機関利用券等との選択になります。

〔手続き〕

- ・新たに精神障害者保健福祉手帳1級(以下手帳1級)を取得された方へ6月下旬または10月下旬に申請書(公共交通機関利用券等も選択可能)を送付します。申請された方について所得を確認し、所得要件に該当される場合には8月下旬以降に助成決定通知と福祉タクシー乗車券を郵送します。ただし、前年度の9月1日に手帳1級をお持ちの方で福祉タクシー乗車券の交付を受けられた方は、障害の程度に変更がなく所得要件に該当されれば、新たに申請することなく引き続き福祉タクシーの利用助成を受けることができます。

- ・9月2日以降に新たに手帳1級を取得された方には、手帳取得時に申請書を送付します。お問い合わせ先は、精神保健福祉課(504-2228)又はお住まいの区の福祉課障害福祉係(P3・4参照)です。

〈障害者福祉バスの運行〉

障害者団体等が各種講演会・講習会やスポーツ・レクリエーション等に参加する場合に、車いす用リフト付バスを運行しています。

なお、申し込みは利用日の3か月前から受け付けます。(ただし、毎月1日～15日利用分については、“重度身体障害者のうちリフト付きでなければ外出が困難な方を1名以上含む団体”に限り3か月と10日前から受け付けます。)

〔運行台数〕 2台(そのうち1台は、土・日・祝日のみ)

〔利用要件〕 10人以上定員以内で、構成員の概ね半数以上が精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳・療育手帳のいずれかの交付を受け、かつ、市内に居住していること。

- 〔定 員〕 26人（座席22人、車いす固定4人）
- 〔利 用 料〕 無料（ただし、燃料費、有料道路通行料、駐車料金、1泊2日で利用する場合の運転手の宿泊料等は利用者負担）
- 〔申 込 先〕 公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会
電話263-4524 FAX263-9713
午前9時から午後4時まで（土・日・祝、8月6日、8月12日～8月16日、12月29日～翌年1月3日は休み）

〈市営駐車場等利用料の減免〉

精神障害者保健福祉手帳1級所持者が、自ら運転するか、又は介護者の運転する車両に同乗して市営駐車場等を利用する場合に、駐車料金を減免します。

〔対象施設〕 市営駐車場、安佐動物公園駐車場、植物公園駐車場、ひろしま遊学の森 森林公園駐車場、西部埋立第五公園駐車場等

- 〔料 金〕 ・市営駐車場は駐車時間2時間までの駐車料金を免除します。（ただし、最大料金、定期料金、1泊料金及び夜間料金は除く。）
- ・安佐動物公園、植物公園、ひろしま遊学の森 森林公園は全額免除
 - ・西部埋立第五公園駐車場は駐車時間2時間までの駐車料金を免除します。（ただし、夜間駐車は除く）

〔手 続 き〕 利用する駐車場で精神障害者保健福祉手帳（スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロID」を含む。）を提示してください。無人の駐車場は、現地に掲示してある案内に従い、精算機備え付けのインターホンで、又は係員のいる市営駐車場で料金減免の手続きを行ってください。

〈市営駐輪場利用料の減免〉

精神障害者保健福祉手帳所持者が市営駐輪場を利用する場合に、利用料を減免します。

〔料 金〕 一時利用料無料

登録利用料半額（自転車：月額750円 バイク：月額1,250円 稲荷町、大手町三丁目、小町第一～第三、富士見町第一～第三駐輪場は自転車：月額650円 バイク：月額1,150円）

- 〔手 続 き〕 ・一時利用の場合は、利用する駐輪場で精神障害者保健福祉手帳（スマートフォンで使える障害手帳アプリ「ミライロID」を含む。）を提示してください。
- ・登録利用の場合は、広島県ビルメンテナンス協同組合（242-7330）又は該当駐輪場で所定の手続きをしてください。

〈障害者自動車運転免許取得助成〉

- 〔対 象〕 市内に1年以上住所を有する精神障害者保健福祉手帳所持者で、自動車運転免許（第1種準中型及び普通免許に限ります）を取得した方に対して、必要な経費の一部を助成します。
- 〔助 成 額〕 自動車学校に納入した費用の3分の2を助成
限度額10万円
- 〔手 続 き〕 免許取得後1年以内に、自動車運転免許取得費助成金支給申請書に精神障害者保健福祉手帳、自動車運転免許証・通帳及び自動車学校に納入した費用を証する書類を添えて、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）へ申請してください。

〈駐車禁止除外指定車標章の交付〉

精神障害者保健福祉手帳1級所持者が、現に使用中の車両で、公安委員会の交付する「駐車禁止除外指定車標章」を掲示している場合、公安委員会による駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除きます。（ただし、バス専用レーン時間帯に駐車出来ません。）

- 〔窓 口〕 交付申請等の手続きについては、住所地を管轄する警察署（P49参照）の交通課にお問い合わせください。

〈保育園等保育料・副食費の軽減〉

市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合、保育料・副食費が軽減されます（4月分から8月分保育料・副食費は前年度分市町村民税額、9月分から翌年3月分までは当年度分市町村民税額で保育料・副食費を算定します）。

窓口は、保育園等が所在する各区福祉課児童福祉係（P3・4参照）です。

〈水道料金・下水道使用料の減免〉

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者、障害基礎年金、障害年金1・2級、特別児童扶養手当の受給者がおられる世帯は、水道料金等を減免します（一定の所得制限があります）。

窓口は、水道局業務管理課（P49参照）又はお住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）です。

〔減免額（税込 税率10%）〕

1か月につき水道料金の0～10^m相当額（口径20mmの場合）891円～946円

1か月につき下水道使用料の0～10^m相当額 764円～786円

〈市営住宅の入居〉

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者、障害基礎年金1・2級又は障害厚生年金1・2級の受給者がおられる世帯は、市営住宅の入居者募集（定期公募）において、抽選時の持ち玉数の優遇を行っています。

窓口は、お住まいの区の建築課（P49参照）です。

〈図書の郵送貸出〉

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、市内に居住又は通勤・通学されており、図書館への来館が難しい方に図書の郵送貸出をします。利用するには事前登録が必要です。図書の郵送料金は、貸出時は図書館負担、返送時は利用者負担となります。(直接、図書館へ返却することもできます。) 1人10冊4週間まで。

〔窓口〕市立中央図書館事業課地域サービス係(代表)222-5542 (FAX)222-5545

〈広島県思いやり駐車場利用証の交付〉

精神障害者保健福祉手帳1級所持者が、「広島県思いやり駐車場利用証」の交付を受け、この利用証を掲示している車両は、県内の公共・民間施設の協力により「思いやり駐車場」として登録された駐車区画を利用することができます。ただし、利用証をお持ちの方が、必ず駐車できることを保証するものではありません。

〔窓口〕交付申請等の手続きについては、県地域福祉課(513-3144)、市精神保健福祉課(504-2228)、お住まいの区の福祉課障害福祉係(P3・4参照)にお問い合わせください。

〈NTT 電話番号の無料案内〉

精神障害者保健福祉手帳所持者がNTTの電話番号案内を利用する場合、無料で利用ができます。

〔手続き〕NTT西日本ふれあい案内担当(0120-104-174 受付:午前9時～午後5時、土・日・祝日及び年末年始を除く)に電話で申請し、NTTから送付された申請書等を指定された送付先に郵送してください。

〔利用方法〕104に電話し、登録の電話番号と暗証番号を伝えてください。オペレーターが登録番号等を確認し、無料の取り扱いをします。

〈携帯電話基本使用料等の割引〉

精神障害者保健福祉手帳所持者が、携帯電話を契約し、利用する場合に基本使用料等の割引が受けられます。窓口は、携帯電話の取扱店です。

〈映画鑑賞料金の割引〉

精神障害者保健福祉手帳所持者(重度障害者は介護者1名分を含みます)が県内の映画館を利用する場合、映画鑑賞料金の割引が受けられます。

〔料金〕各館所定の割引料金

※映画の日(12月1日)は、無料招待(重度障害者は介護者1名も無料)

〔手続き〕映画館入口で精神障害者保健福祉手帳の証明部分を提示してください。

〈大型ごみ排出支援（あんしんサポート）事業〉

ひとり暮らしの方が、大型ごみを自分で所定の場所まで持ち出せない場合、住宅内からの持ち出しを無料で支援します。ただし、大型ごみの収集運搬手数料は、通常どおり必要となります。

- *収集員は、大型ごみの解体や取外しは行いません。
- *大型ごみは、収集員2人で容易に持ち出せるものに限ります。
- *玄関から容易に持ち出せないようなものは収集できません。
- *同居者がいる場合であっても、本人及び同居者のうち次の各号に該当しな方が1人以下の場合も対象になります。

このほかにも、排出支援の対象となる場合がありますので、詳しくは、大型ごみ受付センターへお問い合わせください。

- ①介護保険の要支援・要介護認定を受けている方。
- ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
- ③母子健康手帳の交付を受けている出産前の方及び出産後1年以内の方。
- ④65歳以上の方。
- ⑤義務教育終了までの方。

収集日の2週間前までに、大型ごみ受付センターに電話またはインターネット・FAXでお申込み下さい。(P49参照)

〈NHK 放送受信料の減免〉

区 分	内 容
精神障害者保健福祉手帳を所持しておられる方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の世帯	全額免除
世帯主が、精神障害者保健福祉手帳1級を所持しておられる世帯	半額免除

詳しい手続きについては、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）にお問い合わせください。

〈公共施設使用料の減免〉

精神障害者保健福祉手帳を提示することで、次の施設の使用料が減免されます。なお、施設によって減免の内容が異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

施設名	所在地	電 話	
広島市・中区	映像文化ライブラリー	広島市中区基町3-1	223-3525
	江波山気象館	広島市中区江波南1-40-1	231-0177
	健康科学館	広島市中区千田町3-8-6	246-9100
	5-Daysこども文化科学館	広島市中区基町5-83	222-5346
	縮景園	広島市中区上幟町2-11	221-3620
	広島城	広島市中区基町21-1	221-7512
	広島平和記念資料館	広島市中区中島町1-2	241-4004
	青少年センター	広島市中区基町5-61	228-0447
	県立総合体育館	広島市中区基町4-1	228-1111
	中央公園ファミリープール	広島市中区基町4-41	211-0063

	施設名	所在地	電話
広島市・中区	広島翔洋テニスコート	広島市中区基町2-18	224-2191
	中央バレーボール場	広島市中区基町21-4	224-2191
	コジマホールディングス中区スポーツセンター	広島市中区千田町3-8-12	241-9355
	吉島屋内プール	広島市中区南吉島1-3-55(R5.9.30～)	249-8591
	吉島体育館	広島市中区吉島西3-2-11	240-5003
	県立美術館	広島市中区上幟町2-22	221-6246
広島市・東区	心身障害者福祉センター	広島市東区光町2-1-5	261-2333
	ひろしま遊学の森 森林公園こんちゅう館	広島市東区福田町藤ヶ丸10173	899-8964
	ひろしんビッグウェーブ (総合屋内プール)	広島市東区牛田新町1-8-3	222-1860
	マエダハウジング東区スポーツセンター	広島市東区牛田新町1-8-3	222-1860
	戸坂庭球場・運動広場	広島市東区戸坂新町3-1916	220-2044
広島市・南区	郷土資料館	広島市南区宇品御幸2-6-20	253-6771
	現代美術館	広島市南区比治山公園1-1	264-1121
	似島歓迎交流センター	広島市南区似島町字東大谷182	259-2766
	宇品体育館	広島市南区宇品海岸3-6-54	255-3022
	東雲屋内プール	広島市南区東雲3-16-3	286-6909
	南区スポーツセンター	広島市南区楠那町7-31	251-7721
	出島屋内プール	広島市南区出島1-32-92	254-2891
広島市・西区	草津公園野球場	広島市西区庚午南2-38	272-6030
	三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	広島市西区三滝本町1-73-20	238-6301
	コカ・コーラボトラーズジャパン広島県総合グラウンド	広島市西区観音新町2-11-124	231-3077
	西区スポーツセンター	広島市西区庚午南2-41-1	272-8211
	南観音庭球場・運動広場	広島市西区観音新町2-90	293-5900
	竜王公園 (野球場・テニスコート・エスキーテニス場・卓球場)	広島市西区竜王町	237-9880
広島トヨベツ交通公園「ゴカート」	広島市西区大芝公園1-50	230-0260	
広島市・安佐南区	ヌマジ交通ミュージアム	広島市安佐南区長楽寺2-12-2	878-6211
	安佐南区スポーツセンター	広島市安佐南区伴東3-13-16	848-2411
	祇園運動広場	広島市安佐南区祇園1-85	871-3368
	沼田庭球場・運動広場	広島市安佐南区伴北4-3987-1	848-2294
	広島広域公園 (陸上競技場・補助競技場・第一球技場・第二球技場)	広島市安佐南区大塚西5-1-1	848-8484
	広島広域公園テニスコート	広島市安佐南区大塚西5-2-1	848-9540

	施設名	所在地	電話
広島市・安佐北区	安佐動物公園	広島市安佐北区安佐町動物園	838-1111
	青少年野外活動センター	広島市安佐北区安佐町小河内5135	835-1444
	大和興産安佐北区スポーツセンター	広島市安佐北区深川2-50-1	843-4999
	可部運動公園（野球場・テニスコート・卓球場）	広島市安佐北区可部町勝木1410	815-5181
	高陽体育館	広島市安佐北区深川6-19-15	845-3221
	筒瀬運動広場	広島市安佐北区安佐町筒瀬岡田10823-4	838-1020
広島市・安芸区	寺迫公園（野球場・テニスコート・エスキーツennis場）	広島市安佐北区真亀1-9	843-1150
	安芸区スポーツセンター	広島市安芸区中野東2-3-1	893-1998
広島市・佐伯区	瀬野川公園（野球場・テニスコート・卓球場・クローカー場・ホースシューズ場・アーチェリー場・ソフトボール場・屋内運動場・パークゴルフ場）	広島市安芸区上瀬野町	894-3210
	植物公園	広島市佐伯区倉重3-495	922-3600
	上河内庭球場・運動広場	広島市佐伯区五日市町上河内中山693-1	927-3701
	河内体育館	広島市佐伯区五日市町上河内537	924-8198
	佐伯運動公園（テニスコート・卓球場）	広島市佐伯区五日市町保井田350-3	924-5012
	佐伯区スポーツセンター	広島市佐伯区榮々園6-1-27	924-8198
	佐伯区スポーツセンター湯来体育館	広島市佐伯区湯来町白砂1215-1	0829-40-5100
	下河内庭球場・運動広場	広島市佐伯区五日市町下河内峠平561	928-8494
	新宮苑庭球場	広島市佐伯区新宮苑9-1	921-7478
	湯来庭球場・運動広場	広島市佐伯区湯来町和田94-20	0829-40-4899
	湯来南庭球場・運動広場	広島市佐伯区湯来町白砂1215-1	0829-40-5100
	クアハウス湯の山	広島市佐伯区湯来町和田443	0829-83-1198
	国民宿舎湯来ロッジ	広島市佐伯区湯来町多田2563-1	0829-85-0111
	広島市外	みよし風土記の丘ミュージアム（県立歴史民俗資料館）	三次市小田幸町122
ふくやま草戸千軒ミュージアム（県立歴史博物館）		福山市西町2-4-1	084-931-2513
ひろしま県民の森		庄原市西城町油木156-14	0824-84-2020
県立もみのき森林公園		廿日市市吉和1593-75	0829-77-2011
三景園		三原市本郷町善入寺64-24	0848-86-9200
休暇村 帝釈峡（本館・コテージ・キャンプ場）		庄原市東城町三坂962-1	08477-2-3110
県民の浜		呉市蒲刈町大浦7605	0823-66-1177
電光石火みよしパーク		三次市四拾貫町神田谷	0824-66-3366
こざかなくんスポーツパークびんご		尾道市栗原町997	0848-48-5446
広島県立障害者リハビリテーションセンタースポーツ交流センター・おりづる		東広島市西条町田口295-3	082-425-6800
広島空港県営駐車場		三原市本郷町善入寺平岩64-15	0848-86-9400

(2) 福祉サービス

〈障害者総合支援法について〉

障害者の種別（身体障害者・知的障害者・精神障害者）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みが共通の制度により提供されます。

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、地域の特性や利用者の方々の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

【対象者】

原則として、

- ・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ・精神障害を支給事由とする年金受給者
- ・精神障害を支給事由とする特別障害給付金受給者
- ・自立支援医療受給者証所持者（精神通院医療に限る）

の方。

〈障害福祉サービスについて〉

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際の流れが異なります。

【主な種類及び内容】

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	家事援助や身体介護等を行います。
	行動支援	精神障害等により行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人等が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護、自立訓練又は就労移行支援のサービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行・継続しており、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、関係機関との連絡調整、相談、指導及び助言等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）※	主として夜間において、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設等を利用していた人が、一人暮らし等へ移行する場合に、一定期間定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

※（P24参照）その他の障害福祉サービス・事業所は、広島市ホームページ（ページ番号：0000018751）をご確認ください。

〔利用する場合〕

介護給付や訓練等給付を利用する場合は、お住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）に利用の申請を行います。

障害者の状態像に応じて必要とされる度合を総合的に判定するため、障害者の心身の状況や社会活動、介護者、居住等の状況等（※障害支援区分認定調査）、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価等を把握し、その上で支給決定を行います。

※障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害者の状態像に応じて必要とされる支援の度合を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。支援の度合いに応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう認定調査を行い、審査会での総合的な判定をふまえて認定されます。

〈相談支援について〉

計画相談支援	障害福祉サービス等の申請等に係る利用計画案の作成やモニタリング、サービスの利用調整等を行います。	
地域相談支援	地域移行支援	施設や精神科病院からの地域移行に向けて、相談や外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
	地域定着支援	施設や精神科病院を退所後、居宅で一人暮らしをしている人等に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

〔事業所一覧〕

共同生活援助（グループホーム）

施設名	所在地	定員	運営主体	電話（FAX）
ホームクローバー	中区平野町6-16	5人	社会福祉法人 おりつる	236-6777 (236-9191)
グループホームアイラブの家 2F	中区吉島西3-1-4-201	3人	社会福祉法人広島聴覚障害者福祉会	080-7009-8179
グループホームアイラブの家 3F	中区吉島西3-1-4-301	3人	社会福祉法人広島聴覚障害者福祉会	080-7009-8179
こだまのいえ吉島	中区吉島西1-13-4	5人	株式会社ストーリー	236-9350 (236-9355)

施設名	所在地	定員	運営主体	電話 (FAX)
グループホームSA-N-PO (三歩) 本川町A	中区本川町2-4-22 2F	9人	株式会社マリモ ホールディングス	208-4016 (208-4017)
グループホームSA-N-PO (三歩) 本川町B	中区本川町2-4-22 3F	10人	株式会社マリモ ホールディングス	208-4016 (208-4017)
交響ホームあけぼの	東区曙2-3-23	4人	社会福祉法人交響	262-0855
グループホームオハナ 戸坂大上	東区戸坂大上1-4-4-9	5人	特定非営利活動法人 ライフアシスト	569-4687 (569-4686)
広島マック・ハウス	南区皆実町1-10-12	13人	特定非営利 活動法人広島マック	262-6689 (262-6689)
似島学園有終寮うじな	南区宇品御幸4-9-15	10人	社会福祉法人 似島学園	256-9544 (256-9544)
似島学園有終寮かすみ	南区東霞町6-18 下田ビル403-404	4人	社会福祉法人 似島学園	256-9544 (256-9544)
こだまのいえ出汐	南区出汐3-4-14-19	5人	株式会社ストーリー	236-7786 (236-7786)
こだまのいえ向洋新町	南区向洋新町1-13-1	6人	株式会社ストーリー	236-7366 (236-7366)
南かにやの家2階	南区南蟹屋2-8-10	3人	シューベルブリアン 株式会社	070-4410-8598
南かにやの家3階	南区南蟹屋2-8-10	4人	シューベルブリアン 株式会社	070-4410-8598
おおずの家	南区大州2-2-8	4人	シューベルブリアン 株式会社	070-4410-8598
ピース東雲ユニット①	南区東雲2-10-30-1	4人	株式会社PIECE	236-8707 (236-8706)
ピース東雲ユニット②	南区東雲2-10-30-1	6人	株式会社PIECE	236-8707 (236-8706)
ホームいぶき	西区田方2-11-2	18人	社会福祉法人 希望の丘	271-6484 (271-6484)
グループホーム 第一ふくしまの家	西区福島町2-16-2	8人	社会福祉法人 それいゆの会	295-0080 (295-0080)
グループホーム 第二ふくしまの家	西区福島町2-33-3	10人	社会福祉法人 それいゆの会	295-0080 (295-0080)
グループホームソシアⅡ	西区己斐上6-554-1	10人	医療法人社団共愛会	507-5004 (507-5014)
こだまのいえ己斐上	西区己斐上5-73-4	5人	株式会社ストーリー	961-6773 (961-6774)
こだまのいえ草津	西区草津東2-6-18	6人	株式会社ストーリー	942-5486 (942-5486)
こだまのいえ井口鈴が台	西区井口鈴が台3-20-9	5人	株式会社ストーリー	275-6667 (275-6667)
こだまのいえ井口明神	西区井口明神3-2-2	5人	株式会社ストーリー	279-5838 (279-5838)
こだまのいえ井口	西区井口2-10-10	5人	株式会社ストーリー	—
こだまのいえ庚午	西区庚午中3-2-8 3F	5人	株式会社ストーリー	—
グループホームリトム 己斐上	西区己斐上3-7-25-4	4人	株式会社リトム	271-7871 (271-7871)
グループホームリトム 大迫	西区己斐大迫1-17-20	4人	株式会社リトム	271-7677 (271-7677)
グループホーム りらくす三篠	西区三篠3-11-7	5人	有限会社リラックス	225-7103 (225-7104)
グループホーム りらくす三篠2	西区三篠3-11-7	5人	有限会社リラックス	225-7103 (225-7104)

施設名	所在地	定員	運営主体	電話 (FAX)
グループホーム りらっくす南観音1	西区南観音7-2-13	10人	有限会社リラックス	942-2412 (942-2413)
グループホーム りらっくす南観音2	西区南観音7-2-13	10人	有限会社リラックス	942-2412 (942-2413)
JAFLO古江新町	西区古江新町1-30-304	5人	一般財団法人日本 フレキジブルオペレーション	208-0970 (208-0971)
JAFLO古江東町	西区古江東町1-24	7人	一般財団法人日本 フレキジブルオペレーション	208-0970 (208-0971)
ホームあたた男子棟	安佐南区伴中央4-21-36	5人	社会福祉法人 あさみなみ	849-6223 (849-6223)
ホームあたた女子棟	安佐南区伴中央4-21-36	5人	社会福祉法人 あさみなみ	849-6223 (849-6223)
ホームあたた混合棟	安佐南区伴中央4-21-36	9人	社会福祉法人 あさみなみ	849-6223 (849-6223)
こだまのいえ西原	安佐南区西原4-40-31	6人	株式会社ストーリー	836-5866 (836-5866)
YELLせせらぎ寺番館 1階	安佐南区川内5-6-33	4人	合同会社アーク広島	225-7002 (225-7003)
YELLせせらぎ寺番館 2階	安佐南区川内5-6-33	6人	合同会社アーク広島	225-7002 (225-7003)
YELLせせらぎ弐番館 1階	安佐南区川内5-6-33	4人	合同会社アーク広島	225-7002 (225-7003)
YELLせせらぎ弐番館 2階	安佐南区川内5-6-33	6人	合同会社アーク広島	225-7002 (225-7003)
グループホーム にこにこ①	安佐南区安東1-1-32 第二植野ビル104	2人	株式会社にこにこ	557-7905 (557-7905)
グループホーム にこにこ②	安佐南区安東1-1-32 第二植野ビル204	3人	株式会社にこにこ	557-7905 (557-7905)
グループホーム にこにこ③	安佐南区安東1-1-32 第二植野ビル304	3人	株式会社にこにこ	557-7905 (557-7905)
グループホーム にこにこ相田	安佐南区相田5-17-21	6人	株式会社にこにこ	557-7905 (557-7905)
グループホーム にこにこ西原①	安佐南区西原2-18-11 アルファマンション202	2人	株式会社にこにこ	557-7905 (557-7905)
グループホーム にこにこ西原②	安佐南区西原2-18-11 アルファマンション303	3人	株式会社にこにこ	557-7905 (557-7905)
グループホーム にこにこ川内①	安佐南区川内2-19-11 TATSUMOTO BLD101	3人	株式会社にこにこ	557-7905 (557-7905)
グループホーム にこにこ川内②	安佐南区川内2-19-11 TATSUMOTO BLD104	3人	株式会社にこにこ	557-7905 (557-7905)
グループホーム りらっくす件1	安佐南区伴中央4-21-17	9人	有限会社リラックス	962-2530 (962-2531)
グループホーム りらっくす件2	安佐南区伴中央4-21-17	8人	有限会社リラックス	962-2530 (962-2531)
おっきーの家 西原	安佐南区西原8-11-25	6人	株式会社 スマイルデベロップ	909-2425 (909-2425)
グループホームオハナ 可部上市	安佐北区可部5-12-2	5人	特定非営利活動法人 ライフアシスト	569-4687 (569-4686)
グループホームオハナ 落合南	安佐北区落合南3-36-8	6人	特定非営利活動法人 ライフアシスト	569-4687 (569-4686)
リボン	安佐北区三入南1-12-9	10人	社会福祉法人清流	516-8521 (516-8523)
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町Ⅰ	安佐北区狩留家町 2902-4 1F	5人	ソーシャルインクルー 株式会社	554-6669 (554-6659)
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町Ⅱ	安佐北区狩留家町 2902-4 2F	5人	ソーシャルインクルー 株式会社	554-6669 (554-6659)

施設名	所在地	定員	運営主体	電話 (FAX)
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町2号館Ⅰ	安佐北区狩留家町 2903-1 1F	10人	ソーシャルインクルー 株式会社	847-3370 (847-3390)
ソーシャルインクルーホーム 広島狩留家町2号館Ⅱ	安佐北区狩留家町 2903-1 2F	10人	ソーシャルインクルー 株式会社	847-3370 (847-3390)
グループホーム 桜のいえ口田南	安佐北区口田南7-5-8	4人	リンクス株式会社	824-8857 (220-4056)
グループホーム 桜のいえ ガーデン口田	安佐北区口田5-29-6	5人	リンクス株式会社	—
雲海	安佐北区白木町大字井原 字西日話797-6 1F	5人	株式会社 オンザライズ	562-2302 (562-2303)
さくら	安佐北区白木町大字井原 字西日話797-6 2F	5人	株式会社 オンザライズ	562-2302 (562-2303)
グループホーム にこり・ほっと2階	安佐北区安佐町大字 久地10177-22	10人	社会福祉法人ぐくる	837-2432 (837-2433)
グループホーム にこり・ほっと3階	安佐北区安佐町大字 久地10177-22	10人	社会福祉法人ぐくる	837-2432 (837-2433)
グループホーム サラ	安佐北区落合南3-13-33 F ステージ落合南101	10人	株式会社50GLAY	841-6951 (831-0553)
アングネーム	安芸区中野東4-5-40	20人	医療法人せのがわ	892-3533 (892-1726)
ミットレーベン	安芸区中野東4-5-35	12人	医療法人せのがわ	892-3072 (892-3914)
グループホーム いつかいちA	佐伯区五日市1-5-29-5	5人	医療法人翠和会	923-6564 (923-6565)
グループホーム いつかいちB	佐伯区五日市1-5-29-5	5人	医療法人翠和会	923-6564 (923-6565)
グループホーム いつかいちC	佐伯区五日市1-5-26-4	9人	医療法人翠和会	923-6564 (923-6565)
グループホーム ひといき利松	佐伯区利松3-25-43	9人	株式会社障がい者 ライフサポート	942-3957 (942-3957)
ひといき美鈴園	佐伯区五日市町 美鈴園24-12	9人	株式会社障がい者 ライフサポート	208-4234 (208-4234)
ひといき八幡	佐伯区八幡1-27-16	10人	株式会社障がい者 ライフサポート	929-6160 (942-3957)
ピスタ観音台WEST1	佐伯区観音台3-5-15	5人	ジョイフル・ファミリー 株式会社	208-0288 (208-0247)
ピスタ観音台WEST2	佐伯区観音台3-5-15	5人	ジョイフル・ファミリー 株式会社	208-0288 (208-0247)
ピスタ観音台EAST1	佐伯区観音台3-5-15	5人	ジョイフル・ファミリー 株式会社	208-0288 (208-0247)
ピスタ観音台EAST2	佐伯区観音台3-5-15	5人	ジョイフル・ファミリー 株式会社	208-0288 (208-0247)
グループホーム リトム観音台	佐伯区観音台1-15-22	5人	株式会社リトム	208-1677 (208-1677)
グループホームりらくす 五日市しんぐうえん1	佐伯区新宮苑8-26	5人	有限会社リラックス	961-3991 (961-3992)
グループホームりらくす 五日市しんぐうえん2	佐伯区新宮苑8-26	5人	有限会社リラックス	961-3991 (961-3992)
グループホームりらくす 五日市やはたA棟1	佐伯区八幡2-24-14	5人	有限会社リラックス	961-6002 (961-6003)
グループホームりらくす 五日市やはたA棟2	佐伯区八幡2-24-14	5人	有限会社リラックス	961-6002 (961-6003)
グループホームりらくす 五日市やはたB棟1	佐伯区八幡2-24-12	5人	有限会社リラックス	942-1502 (942-1503)
グループホームりらくす 五日市やはたB棟2	佐伯区八幡2-24-12	5人	有限会社リラックス	942-1502 (942-1503)

施設名	所在地	定員	運営主体	電話 (FAX)
ソーシャルインクルー ホーム広島坪井1	佐伯区坪井1-27-7	10人	ソーシャルインクルー 株式会社	922-2205 (992-2206)
ソーシャルインクルー ホーム広島坪井2	佐伯区坪井1-27-7	10人	ソーシャルインクルー 株式会社	922-2205 (992-2206)

【自立生活援助】

施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等が、一人暮らし等へ移行する場合に、一定期間定期的な巡回訪問や随時の対応を行い、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

〈地域生活支援事業〉

〔相談支援〕

広島市にお住まいの障害のある方やそのご家族、地域の方、関係機関の方など、障害種別や年齢、障害者手帳の有無に関わらず、様々な困りごとや悩みなどの相談をお受けします。より専門的な対応が必要なときは、適切な関係機関等との連携により対応します。

※障害者相談支援事業所と障害者基幹相談支援センターの相談支援内容に違いはありません。

相談支援事業所

区	名 称	住 所	電話番号(FAX)
中区	障害者相談支援事業所	中区本川町2-6-11 4階	234-2422 (234-2411)
	障害者基幹相談支援センター	中区吉島西2-3-20	298-5575 (545-8801)
東区	障害者相談支援事業所	東区温品町字森垣内510-1	562-2802 (289-6085)
	障害者基幹相談支援センター	東区戸坂南1-27-2	573-0140 (229-7008)
南区	障害者相談支援事業所	南区西蟹屋1-1-48	298-6232 (567-0818)
	障害者基幹相談支援センター	南区出汐2-3-46	207-0636 (207-0626)
西区	障害者相談支援事業所	西区打越町17-27	555-1018 (555-1018)
	障害者基幹相談支援センター	西区草津梅が台10-1	270-1249 (270-1248)
安佐南区	障害者相談支援事業所	安佐南区祇園6-31-3	962-3350 (962-3336)
	障害者基幹相談支援センター	安佐南区大町東1-12-10	207-4338 (831-7734)

区	名 称	住 所	電話番号(FAX)
安佐北区	障害者相談支援事業所	安佐北区可部3-32-12	815-0405 (847-2266)
	障害者基幹相談支援センター	安佐北区亀崎1-1-6 2階	881-1441 (562-2424)
安芸区	障害者相談支援事業所	安芸区中野東4-5-35	892-1601 (892-3914)
	障害者基幹相談支援センター	安芸区上瀬野南1-338-3	881-7110 (894-0403)
佐伯区	障害者相談支援事業所	佐伯区五日市1-5-39	924-5560 (924-5560)
	障害者基幹相談支援センター	佐伯区五日市町皆賀104-27	924-0028 (943-8874)

地域活動支援センター（P30参照）

障害のある方が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他のサービスを提供します。

移動支援

障害のある方が円滑に外出できるよう、その移動を支援します。また、社会福祉協議会が実施している社会参加支援ガイドヘルパー派遣制度もあります。

日常生活用具の給付

精神障害者であって、頭部保護帽、自動消火器を必要とする方に給付します。

対象者の要件や利用手続等についてはお住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）へお問い合わせ下さい。

ただし、社会参加支援ガイドヘルパー派遣制度についての利用手続は、お住まいの区の社会福祉協議会（P47参照）へお問い合わせ下さい。

〔利用者負担について〕

ホームヘルプ・ショートステイ・施設サービス・移動支援（ガイドヘルパー派遣は除く）などのサービスについては、サービスの利用量と所得に着目した負担の仕組み（一割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）となります。

日常生活用具の給付については、所得に着目した負担の仕組み（一割の定率負担と所得に応じた上限の設定）となります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減措置があります。

お問い合わせ先はお住まいの区の福祉課障害福祉係（P3・4参照）です。

10 社会復帰に向けて

(1) 社会復帰クラブ

在宅の精神障害者に対して、レクリエーション、手工芸、料理、スポーツ等をとおして、人との付き合い方を身に付け、社会生活を広げるために、各保健センターでグループ活動を行っています。

お問い合わせ先はお住まいの区の保健センター（裏表紙参照）です。

実施場所	開催状況	
佐伯保健センター	第1～4火曜日	時間はお住まいの区の保健センターにお問い合わせください。（裏表紙参照）

(2) ソーシャルクラブ

同じ悩みを持った者が自主的に集まり、お互いに支えあいながらグループ活動を行う場です。

お問い合わせ先は、お住まいの区の保健センター（裏表紙参照）又は社会福祉協議会（P47参照）です。

ソーシャルクラブ名	実施場所	開催状況	お問い合わせ先	
キラキラ広場	安佐南区総合福祉センター	第1・2・4木曜日 10:00～12:00	安佐南区社会福祉協議会 (安佐南区事務所)	831-5011
ゆめ広場	安芸区総合福祉センター	第1・3木曜日 10:00～12:00	安芸区社会福祉協議会 (安芸区事務所)	821-2501

(3) 地域活動支援センター

【地域活動支援センターI型】

障害者に対し創作的活動、生産活動、地域交流の機会の提供などを行うとともに、専門職員を配置して、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う施設です。

また、「相談支援」をあわせて行います。(P28参照)

お問い合わせ先は、お住まいの区の保健センター（裏表紙参照）又は地域活動支援センターⅠ型です。

施設名	所在地	運営主体	電話（FAX）
地域生活支援センター ぬくもりのサロン	東区温品町字森垣内510-1	社会福祉法人 はぐくみの里	289-6088 (289-6085)
地域生活支援センター ふれあい	南区金屋町4-3	株式会社ダイキ	567-7830 (567-7831)
地域生活支援センター モルゲンロート	安芸区中野東4-5-35	医療法人せのがわ	892-3050 (892-3914)
地域生活支援センター いつかいち	佐伯区五日市1-5-39	医療法人翠和会	943-5562 (924-5560)

【地域活動支援センターⅡ型】

就労困難な在宅の障害者を対象に、創作的活動、社会との交流促進、機能訓練などのサービスを行います。

施設名	所在地	運営主体	電話（FAX）
湯来障害者デイサービス 事業所	佐伯区湯来町大字和田333	特定非営利活動法人 サンピアゆき	0829-83-0858 (0829-83-0195)

【地域活動支援センターⅢ型】

簡単な内職や手工芸等の作品づくりや販売活動などを通じてボランティアや地域の人たちとの交流を深めながら、生活のリズムをつけ、社会性を身につける事を目的としています。

お問い合わせ先は、お住まいの区の保健センター（裏表紙参照）又は地域活動支援センターⅢ型です。

事業所名	所在地	電話（FAX）	開所日時
あおぎり	中区光南1-16-11-101	245-4808 (245-4808)	月～金：10:00～15:00
エポケー	中区白島九軒町12-27-103	222-2878 (222-2878)	月～金：10:00～15:00 土：10:00～12:30
パンダハウス	中区東千田町2-2-3	243-2257 (243-2257)	月：10:00～13:00 火・木・金：10:00～15:00 水：10:00～14:00
ぶらっと広島舟入本町	中区舟入本町17-8	232-6696 (942-0677)	月～金：10:00～15:00
きつつき第三作業所	東区曙2-3-23	262-0855 (262-0855)	月～金：10:00～15:30 第1・3・5土：10:00～14:30
フリースペース スマイル中山	東区中山中町6-48	280-5453 (280-5453)	月・火・水・金：10:00～15:00 木・金・土：10:00～13:00
広島マック作業所	南区比治山町1-12	262-6689 (262-6689)	月～土：9:00～17:30
みどり作業所	南区宇品西2-15-35	256-1090 (256-1090)	月～金：8:30～17:30

事業所名	所在地	電話 (FAX)	開所日時
ミルキーハウス	南区翠3-10-10	254-4870 (254-4870)	月～金：10:00～15:00
Cross Road	西区横川町3-10-20-2F	232-7822 (233-9480)	月～金：9:30～16:00
トライ工房	安佐南区古市4-16-2	876-5039 (876-5039)	月～金：10:00～15:00
ひだまりの家	安佐南区伴東7-57-14	848-2409 (848-2409)	月～金：9:00～16:00
地域活動支援センター ほほえみ	佐伯区三筋2-1-9	924-3188 (924-2245)	月～金：9:30～15:30
おーぶんはーと作業所	佐伯区八幡東2-16-17	533-8214 (533-8216)	月～金：10:00～15:00

(4) 日中活動サービス事業所

【自立訓練（生活訓練）】

自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間生活能力の向上のために必要な訓練や日常生活上の相談支援等を行います。

【宿泊型自立訓練】

地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、生活等に関する相談等支援を行います。

【就労移行支援】

就労を希望する65歳未満の障害者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方について、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

【就労継続支援】

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者の方に生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。（原則、雇用契約に基づき就労するA型と、雇用契約を伴わないB型があります。）

【就労定着支援】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じた課題把握や、関係機関との連絡調整、課題解決に向けて必要な指導・助言等、就労定着するための支援を行います。

11 就労支援

(1) ハローワーク

精神障害者の就職を容易にするため、専門相談窓口で、職業相談、職業紹介、職業訓練の相談などを総合的に行っています。求職登録には精神保健福祉手帳又は必要に応じて主治医の意見書の提出を求められることがあります。

〈公共職業訓練〉

職業に必要な知識や技能を修得するための職業訓練を行います。広島障害者職業能力開発校などで訓練を行います。

〈トライアル雇用〉

短期間（原則として3ヶ月間）試行的に就労し、終了後、本人の適性・技能と企業のニーズが合えば継続雇用へ移行します。

〈精神障害者雇用トータルサポーター〉

精神障害者に関する企業の意識啓発、雇用事例の収集、職場の開拓、就職に向けた準備プログラムや職場実習の実施、就職後のフォローアップなどを行います。

機 関 名	所 在 地	電 話
ハローワーク広島	中区上八丁堀8-2（広島清水ビル1F～4F）	511-1181
ハローワーク広島東	東区光が丘13-7	554-6905
ハローワーク可部	安佐北区可部南3-3-36	815-8609

(2) 広島障害者職業センター

ハローワークや支援機関と連携し、就職活動の方向性を検討するためのアセスメント、職場における悩みについての相談など、就職・定着に向けた支援を行います。

〈職業準備支援〉

就職又は職場適応を目指す方を対象にした、通所による支援プログラムです。センター内での作業支援や講座受講を通じて、働く上での課題の整理、対処方法の検討など、職業準備性を高めるための支援を行います。

〈ジョブコーチ支援〉

就職前、就職と同時に、就職後と時期を問わず、事業所にジョブコーチが訪問し、本人及び事業主に対して職場適応のために必要な専門的支援を行います。

〈リワーク支援〉

メンタルヘルス不調により休職している方を対象にした復職支援プログラムです。通所により生活リズムを整え、ストレスへの対処法などを学び、事業主及び主治医等と連携し、円滑な職場復帰に向けた支援を行います。

機 関 名	所 在 地	電 話
広島障害者職業センター	中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル12F	502-4795

(3) 障害者就業・生活支援センター

障害のある方の就労・職業生活についての相談窓口で、職場実習、訓練のあっせん、職場定着支援を行います。障害者雇用を検討している事業主に対する助言、情報提供、職場での支援を行います。

機 関 名	所 在 地	電話(FAX)
広島障害者就業・生活支援センター (圏域：中区、西区、佐伯区、安佐南区、安佐北区)	西区横川町2-5-6-201	297-5011 (297-5012)
広島東障害者就業・生活支援センター (圏域：東区、南区、安芸区)	東区若草町15-20 就労サポートセンターSOAR 5F	262-5100 (262-5102)

(4) 広島市就労支援センター

就労支援施設等の仕事の受注や自主製品の販路開拓を支援することにより、就労支援事業の振興を図ることを目的にしています。

機 関 名	所 在 地	電 話
広島市就労支援センター	西区横川町3-2-46	537-1331

(5) 呉安芸地域障害者就業・生活支援センター

ハローワークと連携しながら、就労のお手伝いをします。通勤エリア、仕事内容などご本人と相談しながら職場を探します。就労後も継続して支援します。

機 関 名	所 在 地	電 話
呉安芸地域障害者就業・生活支援センター (広島事務所)	南区比治山本町12-2	252-3105

(6) 広島障害者職業能力開発校

障害のある方々を対象に、就職に必要な知識や専門的な技能を身に付けていただくための施設です。訓練科目は全6科。訓練期間は6ヶ月、1年又は2年です。

機 関 名	所 在 地	電 話
広島障害者職業能力開発校	南区宇品東4-1-23	254-1766

12 家族会

病気を正しく理解し、病気の予防、治療、再発防止、社会復帰へと導くために、家族同士がお互いの悩みごとを話し合い、励まし合いながら、学習していく会で、定期的に会を開いています。

家族会の名称	連 絡 先	電 話
鯉城会	中保健センター 中区大手町4-1-1	504-2109
東家族会	東保健センター 東区東蟹屋町9-34	568-7735
みどり会	南保健センター 南区皆実町1-4-46	250-4133
ひまわり会	西保健センター 西区福島町2-24-1	294-6384
のぞみ会	安佐南保健センター 安佐南区中須1-38-13	831-4944
あゆみ会	安佐北保健センター 安佐北区可部3-19-22	819-0616
あきの会（休会中）	安芸保健センター 安芸区船越南3-2-16	821-2820
つむぎ会	佐伯保健センター 佐伯区海老園1-4-5	943-9733
広島市精神保健福祉家族会連合会	精神保健福祉センター 中区富士見町11-27	245-7731

13 精神保健福祉ボランティアグループ

精神障害者が地域で生活していく中、障害について理解し、障害者や家族が抱えている困難に共感しながら、いろいろな活動や要望への支援やイベントの協力等を行います。

名 称	連 絡 先
ハートフルボランティア とりの巣	東区社会福祉協議会(東区事務所)
精神保健福祉ボランティアグループ「とちの実」	南区社会福祉協議会(南区事務所)
ドリーム	安芸区社会福祉協議会(安芸区事務所)
紙ふうせん	佐伯区社会福祉協議会(佐伯区事務所)

お問い合わせ先は、P47をご参照ください。

14 依存症関連の自助グループ等

【アルコール関連】

※活動場所・日時は変更することがありますので、できるだけ事前に各会までお問い合わせください。

名 称	連 絡 先	活動場所・日時
NPO法人 広島断酒ふたば会 本人・家族	電話 814-1874 090-4802-1865 (中田) 090-2865-3792 (吉田)	広島市総合福祉センター(南区松原町) 毎週水曜日: 18:30~ 安佐南区総合福祉センター 毎月第1火曜日: 13:30~(昼例会) 西区地域福祉センター 毎月第2・4火曜日: 13:30~(昼例会) 毎月第1・3火曜日: 18:00~(女性会員) 東区地域福祉センター 毎月第3火曜日: 13:30~(昼例会)
AA 本人・家族・関係者	電話 246-8608 FAX 249-1081 メール aa-csco@gp07.enjoy.ne.jp ※10:00~17:00 (土日祝日・8/13~8/16・12/30~1/3休み)	各グループがミーティングを開催 ミーティング開催日、場所等は「AA中四国地域情報」のホームページで確認
広島鯉城断酒会 本人・家族	電話・FAX 229-5580 090-6414-3397	西区地域福祉センター 毎週月・金曜日: 18:00~20:00
(アルコール関連) 問題を考える会 だるま会 本人・家族	電話 292-8381 ※面接相談日に対応 (木村神経科内科クリニック 呼:黒田) メール darumahui@gmail.com	ハイタウン榎町201号室 (木村神経科内科クリニックのあるビル) 毎週木曜日: 15:00~17:00 毎月第3日曜日: 13:00~15:00 毎月第2・4火曜日: 18:00~20:00 【面接相談】 月・水・土曜日: 10:00~17:00(予約制)

名 称	連 絡 先	活動場所・日時
佐伯断酒会 本人・家族 ※参加者は佐伯区 内の方が中心	電話 922-6642	坪井公民館（佐伯区坪井） 毎月第1・3月曜日：18:30～19:30
アラノン家族 グループ 家族・友人	NPO法人アラノンジャパン 電話 045-642-8777 ※10:30～15:00 月・火・木・金 (祝日・年末年始を除く)	東区総合福祉センター 《メイプル広島》毎週土曜日：10:30～11:30 ※会場・時間に変更の可能性があります。 左記へお問い合わせ下さい。
アルコール・薬物関連 広島マック 広島マック・ハウス 本人・家族	電話・FAX 262-6689	《広島マック作業所》地域活動支援センターⅢ型 アルコール・薬物依存症の回復プログラム、 ギャンブル問題の相談を実施 南区比治山町1-12 毎週月～土曜日：9:00～17:00 毎週日曜日：12:00～15:00 《広島マック・ハウス》グループホーム 南区皆実町1-10-12

【薬物関連】

名 称	連 絡 先	活動場所・日時
広島ダルク (依存症回復施設) 本人・家族	電話 242-2157 070-3313-1152 ※毎日8:30～18:30	広島市保健所（中区富士見町） 不定期
NA 広島グループ 本人・家族	電話 070-3313-1152	主城教会（東区若草町） 毎週火・木・金曜日：18:30～20:00 職町カトリック教会（中区） 毎週火曜日：18:30～20:00 祇園カトリック教会（安佐南区祇園） 毎週水曜日：18:30～20:00 円光寺（中区東白島町） 毎週土曜日：16:00～17:30 安佐北区総合福祉センター 毎週月曜日：18:30～20:00
ナラノンファミリーグループ ジャパン 広島グループ 家族・友人	ナラノンファミリーグループ ジャパン NSO 電話・FAX03-5951-3571 ※月～金10:00～16:00	広島グループミーティング会場 円光寺（中区東白島町） 毎月第1・3・4土曜日：13:30～15:30

【サンプル関連】

名 称	連 絡 先	活動場所・日時
一般社団法人ギャマノン 日本サービスオフィス 家族・友人・本人・その他	電話・FAX03-6659-4879 ※月・木曜日10:00~12:00	《広島グループ》 竹屋公民館（中区宝町） 毎月第3・5日曜日：14:00~15:30
GAゆめ西広島 グループ 本人・家族	メール and508241@gmail.com (シュウ)	《オープンミーティング（本人・家族・友人）》 西区地域福祉センター 第2・4日曜日：10:00~11:30 会場の予約の都合上、時間等の変更または 休む場合がありますので、GA日本インフォ メーションセンターのホームページにて確 認、または左記の連絡先にお問い合わせく ださい。

15 相談窓口

〈医療に関する相談について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (祝・休日・年末年始) 及び8月6日は休み。
広島市医療安全支援センター (広島市役所本庁舎13階 健康福祉局医療政策課内 専用相談電話 504-2051 FAX 504-2258 メール medcours@city.hiroshima.lg.jp)	医療に関する悩みや心配ごとについて、中立的な立場での助言等を行い、安心して医療を受けることができる環境作りを支援(なお診療内容の是非や過失の有無の判断、仲裁などを行う機関ではありません。)	電話相談、面接相談(電話予約要) 月~金曜日：9:00~15:00 (原則として市民か市内の医療機関に関するもの)

〈生活に関するさまざまな相談について〉

相談機関や相談の名称	相談内容・相談日時・方法	電 話	
広島市くらしサポ ートセンター	中区くらしサポートセンター	【相談内容】 生活保護を受給するまでではないものの、様々な理由により経済的な面で生活に困っている方の相談窓口です。相談の内容に応じて、制度の利用や他機関との調整など、課題解決のために一緒に考えていきます。	545-8388
	東区くらしサポートセンター		568-6887
	南区くらしサポートセンター		250-5677
	西区くらしサポートセンター		235-3566
	安佐南区くらしサポートセンター	【相談日時】 平日 8:30~17:15	831-1209
	安佐北区くらしサポートセンター	(祝日、8/6、12/29~1/3は除く)	815-1124
	安芸区くらしサポートセンター	【相談方法】	821-5662
佐伯区くらしサポートセンター	面談(来所、訪問)、電話、メール、FAX	943-8797	
本部：統括 264-6405 ※FAX、メールは各センター共通です。 FAX：082-264-6413 メール：kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp			

〈児童・思春期・子育てについて〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 いずれの利用日も (祝・休日・年末年始は休み。 ただし、広島市の機関に ついては8月6日は休み。)	
広島市児童相談所 (東区光町2-15-55) 電話：263-0694 FAX：263-0705	子どもの発達、性 格・行動・しつけ、不 登校、非行、子育て の悩み、虐待など	電話相談、面接相談 月～金曜日：8:30～17:15 虐待に関する通報や相談は毎日 24時間受付	
広島市こども療育センター (東区光町2-15-55) 電話：263-0683(代) FAX：261-0545	心と体の発達に関 する相談や医学的 診断、障害児の訓 練、療育	診療、面接相談(電話予約要) 月～金曜日：8:30～17:15	
広島市北部こども療育センター (安佐北区可部南5-8-70) 電話：814-5801 FAX：815-0541	心と体の発達に関 する相談や医学的 診断、障害児の訓 練、療育	診療、面接相談(電話予約要) 月～金曜日：8:30～17:15	
広島市西部こども療育センター (佐伯区海老山南2-2-18) 電話：943-6831 FAX：943-6865	心と体の発達に関 する相談や医学的 診断、障害児の訓 練、療育	診療、面接相談(電話予約要) 月～金曜日：8:30～17:15	
広島市青少年総合相談センター	青少年相談 (中区国泰寺町1-4-15) 電話：242-2117 FAX：242-2018	不登校・ひきこもり・ 友達関係・学習・進路・ 子育て・子どもへの 関わり方などの相談	電話相談、面接相談(電話予約要) 月～土曜日：9:00～17:00
	いじめ110番 電話：242-2110 FAX：242-2018	子どものいじめに 関する相談やあら ゆる子どものSOS に関する相談	電話相談 毎日24時間受付
	障害のある子どもについての就学・教育相談 電話：504-2197 分室(児童総合相談センター3階) 電話：264-0422 FAX：264-0436	就学・教育相談	電話相談、面接相談(電話予約要) 月～金曜日：9:00～17:00
広島市学校保健会 「こころの健康相談室」 (中区基町5-61)広島市青少年センター3階) 電話：211-0791 FAX：211-0791	学校教育活動にお ける心の相談 (対象：広島市内の 学校教職員及び保 護者)	相談員：電話相談、面接相談 月・水・木・金・土曜日 10:00～17:00 専門医：面接相談 毎月第1・3土曜日：14:00～	

相談機関や相談の名称		主な相談内容	相談方法・時間 (いずれの利用日も祝・休日・年末年始は休み。 ただし、広島市の機関については8月6日は休み。)
こども家庭相談コーナー (各区域域支えあい課内)	中区 電話：504-2739	子どもの性格や生活習慣、いじめ、不登校など子育てのあらゆる相談	電話相談、面接相談 月～金曜日：8:30～17:15
	東区 電話：568-7794		
	南区 電話：250-4160		
	西区 電話：294-6519		
	安佐南区 電話：831-5017		
	安佐北区 電話：819-0639		
	安芸区 電話：821-2827		
	佐伯区 電話：943-9773		
地域子育て支援センター (各区域域支えあい課内)	中区地域子育て支援センター 電話：504-2174 FAX：504-2175	育児の悩みや子育てに関する相談	電話相談、面接相談（予約要） 月～金曜日：8:30～17:15
	東区地域子育て支援センター 電話：261-0315 FAX：568-7790	育児の悩みや子育てに関する相談	電話相談、面接相談（予約要） 月～金曜日：8:30～17:15
	南区地域子育て支援センター 電話：250-4134 FAX：254-4030	育児の悩みや子育てに関する相談	電話相談、面接相談（予約要） 月～金曜日：8:30～17:15
	西区地域子育て支援センター 電話：503-6288 FAX：294-6113	育児の悩みや子育てに関する相談	電話相談、面接相談（予約要） 月～金曜日：8:30～17:15
	安佐南区地域子育て支援センター 電話：877-2146 FAX：877-2146	育児の悩みや子育てに関する相談	電話相談、面接相談（予約要） 月～金曜日：8:30～17:15
	安佐北区地域子育て支援センター 電話：819-0617 FAX：819-0602	育児の悩みや子育てに関する相談	電話相談、面接相談（予約要） 月～金曜日：8:30～17:15
	安芸区地域子育て支援センター 電話：821-2821 FAX：821-2832	育児の悩みや子育てに関する相談	電話相談、面接相談（予約要） 月～金曜日：8:30～17:15
	佐伯区地域子育て支援センター 電話：921-5010 FAX：921-5010	育児の悩みや子育てに関する相談	電話相談、面接相談（予約要） 月～金曜日：8:30～17:15
ヤングテレホン広島 (広島県警察) 電話：228-3993	少年の非行や被害についての相談	電話相談 毎日24時間（休日 夜間は当直対応） メール相談 (県警ホームページから)	
少年サポートセンターひろしま 電話：242-7867	少年の非行問題全般、少年犯罪に関する相談	電話相談、面接相談 月～金曜日：10:00～17:00	
こどもの人権110番 (広島法務局) 電話：0120-007-110	こどもの人権に関する相談	電話相談、面接相談 月～金曜日：8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) インターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/	
子ども電話相談 (広島弁護士会) 電話：090-5262-0874	少年の非行・いじめ・虐待・学校の処分等に関する相談	電話相談 月～金曜日：16:00～19:00 (祝日・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆をのぞく)	

〈ひきこもりについて〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間
広島ひきこもり相談支援センター ①西部センター (西区楠木町1-8-11) 電話：942-3161 担当地区:広島市(安芸区を除く)他 ②中部・北部センター (安芸区中野東4-5-25) 電話：893-5242 担当地区：広島市安芸区 他	概ね18歳以上のひきこもりに関する相談	電話相談、面接相談(要予約) または必要に応じて訪問等による相談 月・水・木・金・土曜日 ① 9:00～17:00(祝日を除く) ② 8:45～16:45(祝日を除く) ※年末年始は休み

〈発達障害について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (祝・休日・年末年始及び 8月6日は休み。)
広島市発達障害者支援センター (東区光町2-15-55) 電話：568-7328	発達障害について	電話相談 月～金曜日：8:30～17:15 面接相談(予約制)

〈高次脳機能障害について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (いずれの利用日も祝・休日・年末年始は休み。 ただし、広島市の機関については8月6日は休み。)
広島市立リハビリテーション病院 医療支援室 (安佐南区伴南1-39-1) 電話：849-2801	高次脳機能障害者の医療及び地域生活支援などに関する相談	電話相談、面接相談 月～金曜日：8:30～17:15
一般社団法人めぐみ 高次脳機能障害 サポートネットひろしま 電話：080-4901-5613 メール support@koujinou-net.com ホームページ http://www.koujinou-net.com	高次脳機能障害者と家族への相談支援 ・体験した家族や専門家から家庭での対応法や福祉サービスについて助言を行う。 ・障害者手帳や障害年金の取得と就労支援について実績に基づいてご相談に対応する。	家族の相談会 毎月1回 ※日程についてはホームページをご確認ください。 生活相談(グループ相談会) 10:00～12:00 個別相談(予約制) 14:00～16:00 中区地域福祉センター
広島県立障害者リハビリテーションセンター 広島県高次脳機能センター (東広島市西条町田口295-3) 電話：(082) 425-1455 FAX：(082) 425-1375	高次脳機能障害の診断・治療、地域生活支援、就労支援などに関する相談	電話相談 月～金曜日：9:00～12:00 13:00～17:00 面接相談(要予約)

〈薬物について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (いずれの利用日も 祝・休日・年末年始は休み。)
覚醒剤・麻薬相談電話 (広島県警察) 電話：227-4989	覚醒剤・麻薬等違法薬物の情報提供	原則月～金曜日：8:30～17:15 (祝・休日、年末年始及び上記以外の時間は当直員が対応)
中国四国厚生局麻薬取締部	麻薬・覚醒剤相談 (麻薬や覚醒剤等の乱用者を持つ家族、知人等からの相談や一般人からの通報に応じるために、専門知識を持った職員が対応) 薬物再乱用防止支援 (薬物の問題に悩んでいるご本人や家族の方を対象に、再乱用防止プログラムや施設の紹介、カウンセリングを実施)	月～金曜日：8:30～17:15 電話：228-8974 月～金曜日：8:30～17:15 電話：218-5151

〈認知症について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (いずれの利用日も 祝・休日・年末年始は休み。)
広島県地域包括ケア推進センター (東区二葉の里3-2-3)	認知症介護の方法や介護者・家族の悩みなどの相談 ※木曜日(広島県社会福祉士会会員)については、認知症の人の意思決定や財産管理に関すること(成年後見制度の利用など)に対応可	電話相談 13:00～16:30 火曜日(認知症の人と家族の会広島県支部会員) 電話：553-5353 木曜日(広島県社会福祉士会会員) 電話：569-6501 (祝休日、年末年始12/28～1/4は除く)
広島市西部認知症疾患医療センター (西区草津梅が台10-1 草津病院) 電話：270-0311 (直通)	・認知症の症状や治療についての相談 ・専門医療に係る情報提供や医療機関等の紹介など	電話相談、面接相談 (面接相談は要予約) 月～金曜日：9:00～12:00 13:30～17:00 (祝休日、盆、年末年始は除く)
広島市東部認知症疾患医療センター (安芸区中野東4-11-13 瀬野川病院) 電話：893-6266 (直通)		電話相談、面接相談 (面接相談は要予約) 月～金曜日：9:00～12:00 13:00～16:30 (祝休日、盆、年末年始は除く)
広島市北部認知症疾患医療センター (安佐北区龜山南1-2-1 広島市立北部医療センター安佐市民病院) 電話：815-5299 (直通) (令和5年10月1日開設)		電話相談、面接相談 (面接相談は要予約) 月～金曜日：9:00～12:00 13:30～16:30 (祝休日、盆、年末年始は除く)

〈勤労者の心の相談について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (いずれの利用日も 祝日・年末年始は休み。)
働く人の「こころの耳電話相談」 0120-565-455 (無料)	メンタルヘルス不調などの相談 (労働者やその家族、企業の人事労務担当の方などを対象)	電話相談 月・火：17:00～22:00 土・日：10:00～16:00

〈若者の就業について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (いずれの利用日も 祝日・年末年始は休み。)
ひろしましごと館 (中区基町12-8宝ビル) ①若年者就業相談コーナー (7F) 電話：224-0121 FAX：224-1033 ②広島新卒応援ハローワーク (6F) 電話：224-1120 ③ハローワーク広島学卒部門 (6F) 電話：225-0380	若者の就職活動の支援 ①キャリアコンサルティング、職業適性診断、セミナー開催等 ②職業相談、職業紹介、求人情報提供、就職支援セミナー・面接会等開催 ③職業相談、職業紹介、求人情報提供・職業講話企業説明会の開催	①月～金曜日：11:15～18:00 第1・3土曜日：12:00～18:00 ②③月～金曜日：9:30～18:00
④広島地域若者サポートステーション (中区基町12-8宝ビル7F) 電話：511-2029 FAX：228-6029	15～49歳までの就労に迷いや不安のある若年無業者の職業的自立に向けた支援。個人面談、キャリアコンサルティング、職業適正診断、各種セミナー、職業見学・体験などを実施。	月・金曜日：10:00～19:00 火～木曜日：10:00～17:00 毎週土曜日 (第5土曜日除く) : 13:00～17:00 ※保護者の方からの相談にも応じます。
ひろしま北部若者サポートステーションサポステプラス (安佐北区可部南5-13-21) 電話：516-6557 FAX：516-6553		月～金曜日：9:30～17:00 ※保護者の方からの相談にも応じます。 ※オンライン面談も実施します。 ※事前予約をお勧めします。

〈女性の多様な悩みについて〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間
広島市配偶者暴力相談支援センター ①電話：504-2412 FAX：504-2835 休日DV電話相談 ②電話：252-5578	配偶者やパートナーからの暴力（DV）の相談、離婚問題、家庭不和などの相談 売春強要の相談など ※ただし、②は、配偶者やパートナーからの暴力（DV）の相談に限る	①電話、面接相談 月～金曜日：10:00～17:00 （祝休日、8月6日、12月29日～1月3日を除く） ②電話相談 土・日・祝休日・8月6日：10:00～17:00 （12月29日～1月3日を除く）
広島県西部こども家庭センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター） （南区宇品東4-1-26） ①電話：254-0391 休日・夜間電話相談 ②電話：254-0399	配偶者やパートナーからの暴力（DV）の相談、離婚問題、家庭不和などの相談、売春強要の相談など	①電話相談 月～金曜日（祝日を除く）：8:30～17:00 面接相談 月～金曜日（祝日を除く）：8:30～17:00 ※相談時間を確保するために、できれば予約をお願いします。 ②休日・夜間電話相談 月～金曜日：17:00～20:00 土・日・祝日：10:00～18:00 いずれも年末年始（12月29日～1月3日）を除く
広島市男女共同参画推進センター相談事業 ①電話：248-3315 ②電話：248-3312 FAX：248-4476	女性のさまざまな悩みや困りごとについての相談	①電話相談（1人30分） 10:00～16:00 水・木曜日は17:00～20:00も ②面接相談（電話予約要・1人60分） 法律相談：毎月第1・2木曜日 就労支援相談：毎月第2土曜日 こころの悩み相談：毎月第4木曜日 いずれも13:00～16:00 （いずれも月曜日、祝休日（日曜日）以外）、12月29日～1月3日を除く
女性の人権ホットライン（広島法務局） 電話：0570-070-810	女性の人権問題についての相談	電話相談、面接相談 月～金曜日：8:30～17:15 （祝日、年末年始を除く） インターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/
エソール広島相談事業 （中区大手町1-2-1） ①電話：247-1120 ②電話：207-3130	①生活上の悩みごとに関する相談	電話相談 月・火・木～土：10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く） 面接相談 ※予約制。247-1120にお電話下さい。 毎週金曜日：13:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）
	②LGBTに関する相談	電話相談 土曜日：10:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）

〈男性の多様な悩みについて〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間
男性のためのなんでも相談 電話：545-6160	男性のさまざまな悩みや 困りごとについての相談	毎週水曜日：17:00～20:00 毎週土曜日：13:00～16:00 1人30分 (祝休日、12月29日～1月3日) を除く

〈人権に関する相談について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (いづれの利用日も祝・休日・年末年始は休み。)
みんなの人権110番 (広島法務局) 電話：0570-003-110	人権に関する相談や悩み ごとなど	電話相談、面接相談 月～金曜日：8:30～17:15 インターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp/

〈障害者の権利擁護について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (いづれの利用日も祝・休日・年末年始は休み。)
障害者のための権利相談 ダイヤル(社福)広島市手 をつなぐ育成会 (西区打越町17-27) 電話・FAX：537-1777	障害者の人権擁護に関す る相談(生命身体危害に 関するもの、財産侵害相 続に関する相談、その他 親族等における人権に関 する相談など)	月～金曜日：9:00～17:00 上記時間以外は留守番電話また はFAXで受付
広島市障害者虐待通報 ダイヤル 電話：542-5300 FAX：542-5311 メール：sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp	障害者への虐待に対する 通報	毎日24時間
高齢者・障がい者無料法律 電話相談(ひまわりあんしん) (広島弁護士会) 電話：228-5040	高齢者・障がい者の権利 擁護に関する相談 (高齢者・障がい者の親 族、支援者による代理 相談も可)	電話相談 毎週水曜日：15:00～19:00 但し、年末年始、盆、祝日はお 休み
広島市成年後見利用 促進センター 電話：207-3367	成年後見制度に関する相 談	電話、面接 平日：8:30～17:15 (祝日、8月6日、12月29日～) 1月3日を除く

〈被害相談について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間 (いずれの利用日も祝・休日・年末年始は休み。 ただし、広島市の機関については8月6日は休み。)
性犯罪相談電話(広島県警察) 携帯電話、プッシュ回線は 局番なしの#8103 又は0120-630-110	性犯罪被害に関する相談	月～金曜日：8:30～17:15 (祝・休日、年末年始及び上記以外の 時間は当直員が対応)
ちかかん被害相談電話(広島県警察) 電話：263-0300	鉄道でのちかかん被害相談	電話相談、面接相談(予約不要) 毎日24時間
悪質商法相談電話(広島県警察) 電話：221-4194	悪質商法に関する相談	月～金曜日：8:30～17:15 (祝・休日、年末年始及び上記以外の 時間は当直員が対応)
犯罪被害者等の相談電話 公益社団法人広島被害者支援センター 電話：544-1110	犯罪被害者等からの被害 相談	月～土曜日：9:00～17:00 (祝日、8月13日～16日、12月28日 ～1月4日を除く。)
弁護士による犯罪被害者電話相談 (広島弁護士会) 電話：080-4268-1141	犯罪被害者やその家族の 方のための法律相談	平日：15:00～18:00 (土・日・祝日、盆休み、 年末年始等を除く)
広島市暴力被害相談センター (市役所本庁舎12階) 電話：504-2710 FAX：504-2712	暴力団などの介入や暴力 絡みの民事問題に関する 相談	電話相談、面接相談(予約不要) 月～金曜日：8:30～17:00
広島市犯罪被害者等総合相談窓口 (市役所本庁舎12階) 電話：504-2722 FAX：504-2712	犯罪被害者等からの相談や 問い合わせに対し、各種支 援制度の案内や関係機関・ 団体に関する情報提供	電話相談、面接相談(予約不要) 月～金曜日：8:30～17:15
性被害ワンストップセンターひろしま 電話：298-7878 #8891(全国共通)	性被害・性暴力に関する 相談	電話相談24時間365日対応 面接相談(要予約)

〈多重債務・経営不振等について〉

相談機関や相談の名称	主な相談内容	相談方法・時間
日本司法支援センター広島 地方事務所(法テラス広島) (中区八丁堀2-31広島鴻池ビル1F) 電話：0570-078352(ナビダイヤル) 0503383-5485(IP電話)	多重債務についての相談 (その他 離婚、相続等 民事全般)	月～金曜日：9:00～17:00 (祝・休日・年末年始は休み) (法律相談は要予約)
広島市消費生活センター (中区基町6-27 アクア広島センター街8F) 電話：225-3300 FAX：221-6282	多重債務・借金返済につ いての相談	10:00～19:00 (火曜日、年末年始は休み)
広島市中小企業支援センター (西区草津新町1-21-35広島 ミクス・ビル2F) 電話：278-8032 FAX：278-8570	経営不振・資金繰りにつ いての相談	月～金曜日：8:30～17:15 (祝・休日・年末年始・8月6日) は休み

〈その他〉

社会福祉協議会

機 関	所 在 地	電 話	ソーシャルクラブ
広島市社会福祉協議会	南区松原町5-1BIG FRONTひろしま6階 (広島市総合福祉センター内)	264-6400	
広島市社会福祉協議会 ボランティア情報センター	南区松原町5-1BIG FRONTひろしま6階 (広島市総合福祉センター内)	264-6408	
中区社会福祉協議会 (中区事務所)	中区大手町4-1-1 (大手町平和ビル中区地域福祉センター内)	249-3114	
東区社会福祉協議会 (東区事務所)	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター内)	263-8443	
南区社会福祉協議会 (南区事務所)	南区皆実町1-4-46 (南区役所別館内)	251-0525	
西区社会福祉協議会 (西区事務所)	西区福島町2-24-1 (西区地域福祉センター内)	294-0104	
安佐南区社会福祉協議会 (安佐南区事務所)	安佐南区中須1-38-13 (安佐南区総合福祉センター内)	831-5011	キラキラ広場
安佐北区社会福祉協議会 (安佐北区事務所)	安佐北区可部3-19-22 (安佐北区総合福祉センター内)	814-0811	
安芸区社会福祉協議会 (安芸区事務所)	安芸区船越南3-2-16 (安芸区総合福祉センター内)	821-2501	ゆめ広場
佐伯区社会福祉協議会 (佐伯区事務所)	佐伯区海老園1-4-5 (佐伯区役所別館内)	921-3113	

全国健康保険協会

機 関	所 在 地	電 話
広島支部	東区光町1-10-19 (日本生命広島光町ビル2階)	568-1011

年金事務所

機 関	所 在 地	電 話
広島東年金事務所	中区基町1-27	228-3131
広島西年金事務所	西区商工センター2-6-1 NITコムウェア広島ビル1階	535-1505
広島南年金事務所	南区皆実町1-4-35	253-7710

税務署

まずは所管の税務署へ電話ください。国税に関する一般的なご相談については、電話相談センターにお繋ぎしますの
で音声ガイダンスに従って「1」を、税務署の職員にご用の方は音声ガイダンスに従って「2」を押してください。

機 関	所 在 地	電 話
広島東税務署	中区上八丁堀3-19	227-1155
広島西税務署	西区観音新町1-17-3	234-3110
広島南税務署	南区宇品東6-1-72	253-3281
広島北税務署	安佐北区亀山2-25-10	814-2111
海田税務署	安芸郡海田町大正町1-13	823-2131
廿日市税務署	廿日市新宮1-15-40廿日市地方合同庁舎	0829-32-1217
吉田税務署	安芸高田市吉田町吉田3604-1	0826-42-0008
国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp 「タックスアンサー」で検索し、調べることもできます。		

保険年金課

機 関	所 在 地	電 話
中区	中区国泰寺町1-4-21	504-2555
東区	東区東蟹屋町9-38	568-7711
南区	南区皆実町1-5-44	250-8941
西区	西区福島町2-2-1	532-0933
安佐南区	安佐南区古市1-33-14	831-4929
安佐北区	安佐北区可部4-13-13	819-3909
安芸区	安芸区船越南3-4-36	821-4910
佐伯区	佐伯区海老園2-5-28	943-9712

市税事務所

機 関	所 在 地	電 話
中央市税事務所(中区役所内)		
管理係	中区国泰寺町1-4-21	504-2558
第一市民税係(中区)		504-2564
第二市民税係(南区)		504-2751
軽自動車税係		504-2777
東部市税事務所(東区役所内)		
管理係	東区東蟹屋町9-38	568-7715
市民税係(東区・安芸区)		568-7719
西部市税事務所(西区役所内)		
管理係	西区福島町2-2-1	532-0937
第一市民税係(西区)		532-0942
第二市民税係(佐伯区)		532-1012
北部市税事務所(安佐南区役所内)		
管理係	安佐南区古市1-33-14	831-4932
第一市民税係(安佐南区)		831-4935
第二市民税係(安佐北区)		831-5016

税務室

機 関	所 在 地	電 話
南税務室(南区役所内)	南区皆実町1-5-44	250-8946
安芸税務室(安芸区役所内)	安芸区船越南3-4-36	821-4913
佐伯税務室(佐伯区役所内)	佐伯区海老園2-5-28	943-9716
安佐北税務室(安佐北区役所内)	安佐北区可部4-13-13	819-3913

建築課

機 関	所 在 地	電 話
中区(指定管理者区役所事務所)	中区国泰寺町1-4-21	504-2578
東区(指定管理者区役所事務所)	東区東蟹屋町9-38	568-7744
南区(指定管理者区役所事務所)	南区皆実町1-5-44	250-8959
西区(指定管理者区役所事務所)	西区福島町2-2-1	532-0949
安佐南区	安佐南区古市1-33-14	831-4954
安佐北区	安佐北区可部4-13-13	819-3937
安芸区(指定管理者区役所事務所)	安芸区船越南3-4-36	821-4928
佐伯区(指定管理者区役所事務所)	佐伯区海老園2-5-28	943-9744

水道局 営業部

機 関	所 在 地	電 話
業務管理課(福祉減免)	中区基町9-32	511-6911
中央営業所(中・東・南・西区)	中区基町9-32	221-5522
安佐南営業所	安佐南区古市1-33-14	831-4565
安佐北営業所	安佐北区可部4-13-13	819-3958
安芸営業所	安芸区船越南3-4-36	821-4949
佐伯営業所	佐伯区海老園2-11-41	923-4121

大型ごみ受付センター

機 関	電 話
大型ごみ受付センター 月～金曜日：9:00～18:00 (土・日・祝、年末年始、8月6日を除く)	0570-082530 (携帯電話各社の通話料金定額プラン対象外) 082-544-5300 電話、インターネット、ウェブチャットによるご予約が できない方のみ FAX(0570-082531)での予約が可能です

※インターネット <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kateigomi/13279.html> もご参照ください。

県税事務所

機 関	所 在 地	電 話
西部県税事務所	観音庁舎	西区観音新町4-13-13-1 232-7694
	自動車税課	中区基町10-23 0570-017-707(※)

※IP電話・一部のダイヤル回線をご利用の方は、電話082-513-5374をご利用ください。

なお、自動車税の減免申請については、西部県税事務所廿日市分室(廿日市市桜尾2-2-68
電話：0829-32-1181)でも受付を行っています。

警察署

機 関	所 在 地	電 話
広島中央警察署	中区基町9-48	224-0110
広島東警察署	東区二葉の里3-4-22	506-0110
広島南警察署	南区出汐2-4-65 (令和5年9月19日～)	255-0110
広島西警察署	西区商工センター4-1-3	279-0110
安佐南警察署	安佐南区西原9-3-20	874-0110
安佐北警察署	安佐北区可部4-14-13	812-0110
海田警察署	安芸郡海田町つくも町1-45	820-0110
佐伯警察署	佐伯区倉重1-26-1	922-0110

16 診療窓口等

(1) 精神科救急医療施設

精神科疾患の急発、急変により緊急な医療を必要とする場合に毎日24時間診察を受けることができます。

病院名	所在地	電話	対応期間
瀬野川病院	〒739-0323 安芸区中野東4-11-13	(082)892-1055	広島市ホームページ番号 0000015746をご確認ください。
草津病院	〒733-0864 西区草津梅が台10-1	(082)277-1001	

(2) 医療機関 (令和5年8月1日現在)

ア 精神病床を有する病院

病院名	所在地	電話	デイケア	デイ・ナイトケア
広島市立広島市民病院	〒730-8518 中区基町7-33	221-2291		
広島第一病院	〒732-0013 東区戸坂南2-9-15	229-0211	○	○
県立広島病院	〒734-8530 南区宇品神田1-5-54	254-1818		
比治山病院	〒734-0021 南区上東雲町3-1	281-0608	○	○
広島大学病院	〒734-8551 南区霞1-2-3	257-5555		
松田病院	〒734-0005 南区翠4-13-7	253-1245	○	
己斐ヶ丘病院	〒733-0815 西区己斐上6-554-1	272-2126	○	○
草津病院	〒733-0864 西区草津梅が台10-1	277-1001	○	○
安佐病院	〒731-0101 安佐南区八木5-15-1	873-2022	○	
児玉病院	〒731-0221 安佐北区可部7-14-39	814-3151	○	
広島市立北部医療センター 安佐市民病院	〒731-0293 安佐北区亀山南1-2-1	815-5211		
瀬野川病院	〒739-0323 安芸区中野東4-11-13	892-1055	○	○
ナカムラ病院	〒731-5142 佐伯区坪井3-818-1	923-8333		
養神館病院	〒731-5127 佐伯区五日市1-12-6	922-3153	○	○

イ 精神病床はないが精神科を標榜する病院

病院名	所在地	電話	デイケア
広島市立舟入市民病院(小児心療科)	〒730-0844 中区舟入幸町14-11	232-6195	
※広島厚生病院	〒734-0024 南区仁保新町1-5-13	286-6111	

(注) ※は広島県精神神経科診療所協会会員 ○は精神科デイケア、デイ・ナイトケアを実施している医療機関

ウ 精神科を標榜する診療所

病 院 名	所 在 地	電 話	デイ ケア
※天野医院	〒730-0005 中区西白島町7-31	221-0121	
※いわもとメンタル クリニック	〒730-0021 中区胡町4-24 (クリタビル2F)	246-1904	
※おさだメンタル クリニック	〒730-0036 中区袋町1-4 (Namiki-K2 2F)	247-7300	
※小田クリニック	〒730-0017 中区鉄砲町6-11	223-2353	
※紙屋町こころの クリニック	〒730-0031 中区紙屋町2-3-20	236-1705	
※木村神経科内科 クリニック	〒730-0851 中区榎町3-1	292-8381	
※京口門クリニック	〒730-0013 中区八丁堀12-10 (ジェイシティ八丁堀)	227-5252	
※清川神経科内科 クリニック	〒730-0013 中区八丁堀4-15 (アーバンビュー八丁堀3F)	227-5111	
※こうの脳神経外科 クリニック	〒730-0005 中区西白島町16-17	502-0036	○
※佐々木メンタル クリニック	〒730-0035 中区本通7-29 (アイビービル7F)	249-5505	
※重川クリニック	〒730-0805 中区十日市町1-2-17	232-0909	
心療内科クリニック リュミエール	〒730-0005 中区西白島町20-15 (メディカルプラザ西白島1F)	212-2000	
※立町クリニック	〒730-0032 中区立町2-2 (立町中央ビル6F)	247-6767	
※たむらメンタル クリニック	〒730-0051 中区大手町3-6-12 (おおうちビル4F)	545-7676	
※なかむら神経内科・ メンタルクリニック	〒730-0011 中区基町12-3-401	221-3332	
なごみクリニック	〒730-0048 中区竹屋町6-3	242-0753	
白島中央クリニック	〒730-0004 中区東白島町15-8 (第三西林ビル2F)	836-6630	
※はしがみ心療内科 クリニック	〒730-0013 中区八丁堀1-12 (マスキ八丁堀ビル3F)	502-1577	
原田内科神経内科 クリニック	〒730-0844 中区舟入幸町17-5	531-1112	
広島市精神保健 福祉センター	〒730-0043 中区富士見町11-27	245-7731	○
※広島精神分析医療 クリニック	〒730-0037 中区中町1-3 6F	545-1070	
※広島中央通りメンタル クリニック	〒730-0029 中区三川町7-1	249-0011	
※袋町クリニック	〒730-0036 中区袋町4-14 (ヤマガタローズビル)	541-5191	
※藤井心療内科クリニック	〒730-0017 中区鉄砲町10-18 (栗村ビル4F)	511-8686	
※ふないり 心のクリニック	〒730-0844 中区舟入幸町4-2 (クリニックモール舟入4F)	942-1650	

(注) ※は広島県精神神経科診療所協会会員 ○は精神科デイケアを実施している医療機関

病 院 名	所 在 地	電 話	デイ ケア
※ふないり脳クリニック	〒730-0844 中区舟入幸町4-2 (クリニックモール舟入2F)	503-2710	
※平和大通り 心療クリニック	〒730-0037 中区中町8-6 (フジタビル3F)	541-1156	
ほほえみ診療所	〒730-0024 中区西平塚町4-15	541-2528	
※本通くらもと心療内科	〒730-0035 中区本通3-10 (本通サザン3F)	247-7373	
※もりた心療内科 クリニック	〒730-0051 中区大手町2-1-4 (広島本通マークビル5F)	243-0038	
やすらぎクリニック	〒730-0036 中区袋町3-11	243-8855	
横山内科クリニック	〒730-0806 中区西十日市町1-5	295-8363	○
井門ゆかり脳神経内科 クリニック	〒732-0066 東区牛田本町6-1-27	511-2388	
※神人クリニック	〒732-0053 東区若草町18-46	261-0600	
広島市こども療育 センター	〒732-0052 東区光町2-15-55	263-0683	
※みんなの睡眠ストレス ケアクリニック	〒732-0066 東区牛田本町2-1-2-205	502-1300	
※横田メンタルクリニック	〒732-0053 東区若草町11-2 (グランアークテラス3F)	568-8338	
※宇品神田クリニック	〒734-0004 南区宇品神田1-8-21	253-5344	
※宇品メンタルクリニック	〒734-0014 南区宇品西3-1-45-4	250-2230	
※京橋心療クリニック	〒732-0828 南区京橋町1-2 (新京橋ビル8F)	262-3000	
※高畑医院	〒734-0015 南区宇品御幸5-16-16	251-5355	
※そごう心療内科 クリニック	〒732-0824 南区的場町1-7-20	261-0280	
※第2心療クリニック コモリエ	〒732-0825 南区金屋町2-15	261-0700	
※中原クリニック	〒732-0814 南区段原南2-12-28	263-6035	
※山中クリニック	〒732-0816 南区比治山本町16-35 (広島産業文化センター12F)	251-1233	
友和クリニック	〒732-0827 南区稲荷町5-4	263-0850	
※くくるこころのクリニック	〒733-0842 西区井口4-7-18-7	533-6322	
※日域医院	〒733-0812 西区己斐本町1-14-14	272-1731	
三滝参道クリニック	〒733-0802 西区三滝本町2-13-34-1	230-8555	
※よこがわ駅前クリニック	〒733-0011 西区横川町2-7-19	294-8811	○
※いずみ心療内科 クリニック	〒731-0113 安佐南区西原6-8-4 (グレイスコート西原1F)	850-3388	
上安はるのひ心療科	〒731-0154 安佐南区上安2-29-3 (野地ビル2F)	962-6000	
※こころ心療内科・ カウンセリング医院	〒731-3168 安佐南区伴南1-5-18-8-402	836-5560	
※つじ心療内科	〒731-0112 安佐南区東原1-1-2	850-3055	

(注) ※は広島県精神神経科診療所協会会員 ○は精神科デイケアを実施している医療機関

病 院 名	所 在 地	電 話	デ イ ケ ア
※中山心療クリニック	〒731-0121 安佐南区中須1-16-7	879-6410	○
※緑井メンタルクリニック	〒731-0103 安佐南区緑井5-29-18-401	831-5294	
みどり心のクリニック 広島	〒731-0122 安佐南区中筋1-9-6	836-5561	
※いでした内科・ 神経内科クリニック	〒739-1734 安佐北区口田3-31-11	845-0211	○
※こころの健康 クリニック可部	〒731-0221 安佐北区可部4-6-2	819-3553	
広島市北部こども 療育センター	〒731-0223 安佐北区可部南5-8-70	814-5801	
※森岡神経内科	〒731-0223 安佐北区可部南4-9-17	819-0006	
あきクリニック	〒736-0082 安芸区船越南3-7-12	822-0753	
浅田心療クリニック	〒736-0087 安芸区矢野町700	888-1191	○
※中島クリニック	〒731-5133 佐伯区旭園4-29 (山根ビル1F)	922-1500	
広島市西部こども 療育センター	〒731-5138 佐伯区海老山南2-2-18	943-6831	
※まんたに心療内科 クリニック	〒731-5125 佐伯区五日市駅前 1-5-18-302	924-0020	
※やない心療内科 クリニック	〒731-5136 佐伯区楽々園2-2-2 (広電楽々園駅ビル2F)	943-6101	

(注) ※は広島県精神神経科診療所協会会員 ○は精神科デイケアを実施している医療機関

(3) 訪問看護ステーション (令和5年8月1日現在)

訪問看護ステーション名	所在地	電話
広島赤十字・原爆病院 訪問看護ステーション	〒730-8619 中区千田町1-9-6	241-3111
訪問看護ステーションえがお	〒730-0002 中区白島北町3-1-2F 西側号室	555-1686
訪問看護ステーションだんだん	〒730-0845 中区舟入川口町10-31	532-1353
訪問看護ステーションニーズ	〒730-0003 中区白島九軒町19-6	846-5252
訪問看護ステーションひまわり	〒730-0814 中区羽衣町10-8	298-6676
訪問看護リハステーションLife	〒730-0802 中区本川町1-1-24-305	090-6417-0196
悠悠タウン江波 訪問看護ステーション	〒730-0834 中区江波二本松2-6-27	296-4810
悠悠タウン基町 訪問看護ステーション	〒730-0011 中区基町19-2-411	502-7557
YMCA 訪問看護ステーション・ピース	〒730-0013 中区八丁堀7-11	225-3020
いろは訪問看護 リハビリステーション	〒730-0002 中区白島中町17-26 スタープラザ白島中町101	846-4168
訪問看護ステーションこすもす	〒730-0825 中区光南1-6-17 2F	245-0025
あすなる 訪問看護ステーション	〒730-0847 中区舟入南3-8-12 マンション柏吹103	275-6966
訪問看護ステーション あすか	〒730-0856 中区河原町7-10 第1リヴィエール香川201	292-5767
訪問看護リハビリ ステーションひなた吉島	〒730-0825 中区光南2-3-45	236-6125
訪問看護舟入みなみ	〒730-0847 中区舟入南1-10-13	275-6669
あっとほーむ訪問看護 リハビリステーション	〒730-0054 中区広瀬町3-29	299-0411
グリーンライフ訪問看護 ステーション広島	〒730-0841 中区舟入町3-9	536-3777
にじのはな在宅看護センター	〒730-0046 中区昭和町10-15	258-3339
シトラス訪問看護ステーション	〒730-0051 中区大手町5-15-8	545-2263
訪問看護ステーションマイカ	〒730-0004 中区東白島町10-17-201	846-5560
エイトケア	〒730-0847 中区舟入南2-1-6	296-3066
SOMPOケア平和公園訪問看護	〒730-0051 中区大手町3-11-20	246-7608
土谷訪問看護ステーション中島	〒730-0825 中区中島町3-30	544-2789
三ツ星訪問看護 リハビリステーション	〒730-0851 中区本川町3-4-12	208-3104
ルクス訪問看護	〒730-0812 中区加古町1-23-402	569-6933

訪問看護ステーション名	所在地	電話
なぎりハビリ訪問看護ステーション	〒732-0009 東区戸坂千足2-5-13 佐々木ビル203	824-8123
広島県看護協会訪問看護ステーション「ひろしま」	〒732-0066 東区牛田本町6-1-27	502-2165
訪問看護ステーションホームナース中国	〒732-0052 東区光町2-7-17-401	567-2151
訪問看護ステーションデューン広島	〒732-0051 東区光が丘8-5 ツイン・ヒルズウエスト101	207-1205
訪問看護ステーションポプリ戸坂	〒732-0014 東区戸坂大上4-15-26-205	229-0207
訪問看護ステーションりんご	〒732-0013 東区戸坂南2-9-10	516-5201
おかもとリハビリ訪問看護ステーション	〒732-0033 東区温品7-5-12	516-5855
訪問看護ステーションソラナス	〒732-0053 東区若草町10-12-7F-6	207-3062
訪問看護ステーションテムス	〒732-0068 東区牛田新町3-24-4-102	050-3555-8193
AIC訪問介護ステーション	〒732-0023 東区中山東2-2-19	259-3115
ツクイ広島東訪問看護ステーション	〒732-0055 東区東蟹屋町5-5 6F	506-2026
訪問看護ステーションコドモワ	〒732-0068 東区牛田新町1-7-23-301	554-2211
土谷訪問看護ステーション出汐	〒734-0001 南区出汐1-7-16	250-1577
桜坂訪問看護ステーション	〒734-0022 南区東雲2-5-17	548-5584
訪問看護ステーション羽ばたき	〒734-0052 南区堀越3-11-1-101	288-6251
訪問看護ステーション比治山	〒734-0021 南区上東雲町33-20	890-7877
訪問看護ステーションブルービダ向洋	〒734-0055 南区向洋新町2-24-20-101	287-7030
訪問看護ステーションほほえみ	〒734-0024 南区仁保新町1-5-27	286-6121
訪問看護ステーションまごころ	〒732-0811 南区段原3-3-27	568-7339
ハーモニー・ナースケア	〒734-0007 南区皆実町3-1-18	258-1504
9すめっと訪問看護ステーション	〒734-0053 南区青崎2-5-11	569-9961
訪問看護ステーションすずらん	〒734-0002 南区西旭町10-5	236-9009
訪問看護ステーションハローナースシーサイド	〒734-0012 南区元宇品町26-20	255-1010
さくらの森訪問看護ステーション	〒734-0027 南区仁保南2-17-35	207-0508
訪問看護ステーションサポートひらまつ	〒732-0816 南区比治山本町11-32	250-8063
訪問看護ステーショングリーンピース	〒732-0824 南区的場町2-6-3 JH的場301	909-2920

訪問看護ステーション名	所在地	電話
あいりハ訪問看護広島南	〒734-0023 南区東雲本町1-14-16-1	890-6088
訪問看護ステーション かがやき南	〒734-0024 南区大州3-7-2-101	288-3150
ホームルーム・リハナース	〒734-0036 南区旭1-17-8 2F	236-6888
訪問介護ステーションレジハピ	〒734-0005 南区翠4-6-20	505-2310
ツクイ広島訪問看護ステーション	〒734-0007 南区皆実町1-19-6 東晶ビル1F	250-0212
株式会社ルピナス 訪問看護ステーション	〒734-0007 南区皆実町4-2-22-100	252-2344
訪問看護リハステーションなぎさ	〒734-0012 南区元宇品町41-18	258-5226
きらり訪問看護ステーション	〒733-0037 西区西観音町1-10-202	297-4360
土谷訪問看護ステーション 西広島	〒733-0812 西区己斐本町2-6-6	507-0855
広島県看護協会訪問看護 ステーション「こい」	〒733-0815 西区己斐上1-14-2	527-0570
訪問看護ステーション こころーれ草津	〒733-0864 西区草津梅が台8-1	277-2062
訪問看護ステーション デューン広島西	〒733-0011 西区横川町1-7-7 バルミー横川203	232-8075
訪問看護リハステーションさくら	〒733-0842 西区井口2-19-42-101	208-3000
訪問看護ステーションながさき	〒733-0013 西区横川新町3-11	230-8183
訪問看護ステーション リライフ井口	〒733-0863 西区草津南3-7-13	533-8772
訪問看護ステーション悠愛	〒733-0035 西区南観音8-5-26-2F	275-4545
訪問看護リハビリステーション ひなた庚午	〒733-0871 西区高須1-11-19	507-8101
訪問看護ステーションFarm	〒733-0035 西区南観音1-8-3-103	554-5831
コモンリハビリ 訪問看護ステーション	〒733-0822 西区庚午中4-15-35	554-5275
訪問看護ステーションさつき	〒733-0036 西区観音新町1-3-25 Kビル観音1F	942-5100
訪問看護ステーションはとはと	〒733-0814 西区己斐西町27-21	961-3205
あいりハ訪問看護広島西	〒733-0013 西区横川新町12-13	258-5921
訪問看護ステーションステラ	〒733-0034 西区南観音町1-8-3	553-9577
訪問看護ステーション パンダケア	〒733-0003 西区三篠町3-4-11	554-0414
訪問看護ステーション メイブルケア	〒733-0025 西区小河内町2-1-10	295-1177

訪問看護ステーション名	所在地	電話
コモンリハビリ 訪問看護ステーション井口	〒733-0842 西区井口3-1-14-102	942-3601
おかもとリハビリ訪問看護 ステーション広島西	〒733-0012 西区中広町3-21-17 岩元ビル1F	532-2002
訪問看護ステーションカーム	〒733-0842 西区井口1-1-1 向陽ハイツ103	050-1202-3324
リアン訪問看護ステーション	〒733-0872 西区古江東町18-51 セジュールなごみA201	554-5207
れいわ訪問看護ステーション	〒733-0021 西区上天満町7-13 （株）井口家具百貨店 西館4F	909-2000
風香の訪問看護	〒733-0822 西区庚午中4-7-4-301	232-3733
IGL訪問看護ステーション	〒731-0154 安佐南区上安6-31-1	830-3375
安佐医師会 訪問看護ステーション	〒731-0101 安佐南区八木5-35-2	873-3884
医療介護センター	〒731-3164 安佐南区伴東5-8-24	848-8860
訪問看護ステーション こころれ古市	〒731-0121 安佐南区中須1-4-2 松井テナント2F	831-0666
訪問看護ステーション それいゆ安佐南事業所	〒731-0137 安佐南区山本1-25-27	554-1465
訪問看護ステーションみどりい	〒731-0103 安佐南区緑井2-28-31-202	836-4900
訪問看護ステーションみゆ	〒731-0111 安佐南区東野3-23-6-101	554-0701
訪問看護ステーションみんと	〒731-0103 安佐南区緑井6-33-28	831-8810
訪問看護ステーション古の市	〒731-0123 安佐南区古市3-5-3	876-3903
リハビリ訪問看護ステーション こころ	〒731-3168 安佐南区伴南1-5-18-8 西風新都ゆめビル203	962-7700
リハビリ訪問看護ステーション とみに	〒731-3165 安佐南区伴中央2-8-7	555-2215
訪問看護ステーションふじ川内	〒731-0102 安佐南区川内1-15-1	831-2282
リハビリ訪問看護ステーション の花	〒731-3168 安佐南区伴南5-1-1-2F	215-5256
てるてるぼうず訪問看護 リハビリステーション	〒731-0103 安佐南区緑井2-5-21-201	962-9258
ふれあい訪問看護ステーション 西原	〒731-0113 安佐南区西原8-33-3	962-0730
訪問看護ステーションきぼう	〒731-0135 安佐南区長束2-9-4	962-8380
あさひ訪問看護ステーション	〒731-3167 安佐南区大塚西1-5-17	962-8931
いな穂訪問看護リハビリ ステーション	〒731-0123 安佐南区古市2-35-11-201	554-0200
訪問看護ステーションかがやき	〒731-0138 安佐南区祇園2-47-8	875-6752

訪問看護ステーション名	所在地	電話
きらら訪問看護リハビリ	〒731-0143 安佐南区長楽寺1-3-3-401	962-3166
訪問看護ステーションオリーブ	〒731-0143 安佐南区長楽寺1-35-4-201	554-1421
ミライこどもケア訪問看護リハビリステーション	〒731-0122 安佐南区中筋2-7-15-104	962-9975
訪問看護ステーションハティ	〒731-0123 安佐南区古市3-36-6-102	554-1703
東原訪問看護リハビリステーション	〒731-0112 安佐南区東原2-6-11-201	836-3326
訪問看護ステーション「あさみなみ」	〒731-0138 安佐南区祇園2-42-14	875-9671
あい訪問看護ステーション	〒739-1742 安佐北区亀崎1-2-4 高陽タウンセンタービル2-2	824-7470
なごみの郷訪問看護ステーション	〒739-1731 安佐北区落合5-24-8	841-5552
訪問看護ステーション菜の花	〒731-0221 安佐北区可部5-4-19-3	814-0008
可部訪問看護ステーションなずな	〒731-0221 安佐北区可部5-9-3	814-5500
広島県看護協会訪問看護ステーション「ひびき」	〒731-0223 安佐北区可部南5-11-7	810-0551
訪問看護ステーション亀崎	〒739-1742 安佐北区亀崎4-7-1	842-6151
訪問看護うさぎ	〒739-1731 安佐北区落合5-30-11	847-5091
訪問看護ステーションデューン広島北	〒731-0221 安佐北区可部5-1-26 ヴァーンパール細田103	847-5320
高陽第一診療所訪問看護ステーション	〒739-1731 安佐北区落合1-14-16	845-7002
訪問看護いろは	〒739-1734 安佐北区口田3-16-14	516-7532
訪問看護ステーションポプリ高陽	〒739-1741 安佐北区真亀3-1-1 1-2-1号区画	845-0171
いでした訪問看護ステーション	〒739-1734 安佐北区口田3-30-13	516-8126
訪問看護ステーションelama可部	〒731-0221 安佐北区可部7-15-43	819-2101
訪問看護ステーション中野	〒739-0321 安芸区中野2-3-11-2F	893-6088
訪問看護ステーションビジテ	〒739-0323 安芸区中野東4-8-1	820-2153
アプローチ訪問看護ステーション	〒736-0083 安芸区矢野東4-5-5-101	554-9101
訪問看護ステーション結笑	〒736-0085 安芸区矢野西1-6-6	070-7666-6716 070-7655-2698
訪問看護ステーションアルファ矢野	〒736-0086 安芸区矢野南5-16-20-506	554-7990
クローバー訪問看護ステーション	〒731-5134 佐伯区海老山町7-10	925-6222

訪問看護ステーション名	所在地	電話
ケアーズ訪問看護リハビリステーション広島佐伯	〒731-5155 佐伯区城山2-12-11	208-2606
ナースステーションみなみ	〒731-5135 佐伯区海老園1-5-40	922-5656
佐伯地区医師会湯来訪問看護ステーション	〒738-0601 佐伯区湯来町大字和田333	(0829)83-1332
訪問看護ステーションあすか佐伯	〒731-5115 佐伯区八幡東3-29-12-5 佐伯テクノビル201A	942-6101
訪問看護ステーションかがやき西	〒731-5141 佐伯区千同2-14-15-101	554-5025
訪問看護ステーションハローナース五日市	〒731-5152 佐伯区五日市町下河内188-6	927-0700
訪問看護ステーションりらくす	〒731-5156 佐伯区倉重2-511	208-2853
やすらぎ訪問看護ステーション	〒731-5127 佐伯区五日市2-6-1-2	943-7311
訪問看護ステーションそれいゆ	〒731-5135 佐伯区海老園1-2-10	208-4165
ライブ訪問看護ステーション	〒731-5128 佐伯区五日市中央3-4-9-203	923-2307
訪問看護かえりえ五日市	〒731-5133 佐伯区旭園3-35-402	050-1742-3060
ほしそら訪問看護	〒731-5106 佐伯区利松1-1-7-304	578-6887

登録番号 広 H6-2023-323
名 称 こころのケアガイドブックー資料編ー
主 管 課 健康福祉局精神保健福祉センター
(082-245-7731)
健康福祉局精神保健福祉課
(082-504-2228)
発行年月 令和6年1月
印 刷 所 鯉城印刷株式会社

—ご相談は—

名 称	所 在 地	電 話 (F A X)
中 保 健 セ ン タ ー (中区地域支えあい課 地域支援第一係)	中区大手町四丁目1-1 (大手町平和ビル2階)	082-504-2109 (082-504-2175)
東 保 健 セ ン タ ー (東区地域支えあい課 地域支援第一係)	東区東蟹屋町9-34 (東区総合福祉センター1階)	082-568-7735 (082-568-7790)
南 保 健 セ ン タ ー (南区地域支えあい課 地域支援第一係)	南区皆実町一丁目4-46 (南区役所別館4階)	082-250-4133 (082-254-4030)
西 保 健 セ ン タ ー (西区地域支えあい課 地域支援第一係)	西区福島町二丁目24-1 (西区地域福祉センター3階)	082-294-6384 (082-294-6113)
安佐南保健センター (安佐南区地域支えあい課 地域支援第一係)	安佐南区中須一丁目38-13 (安佐南区総合福祉センター2階)	082-831-4944 (082-870-2255)
安佐北保健センター (安佐北区地域支えあい課 地域支援第一係)	安佐北区可部三丁目19-22 (安佐北区総合福祉センター2階)	082-819-0616 (082-819-0602)
安芸保健センター (安芸区地域支えあい課 地域支援係)	安芸区船越南三丁目2-16 (安芸区総合福祉センター1階)	082-821-2820 (082-821-2832)
佐伯保健センター (佐伯区地域支えあい課 地域支援第一係)	佐伯区海老園一丁目4-5 (佐伯区役所別館2階)	082-943-9733 (082-923-1611)
精神保健福祉センター	中区富士見町11-27	082-245-7731 (082-245-9674)